

# 令和8年度以降の「いわての森林づくり県民税」(素案)

令 和 7 年 6 月  
岩 手 県



## 目 次

第 1 はじめに	1
第 2 「いわての森林づくり県民税」を活用した取組の実績と課題	2
第 3 森林・林業を取り巻く情勢	13
第 4 いわての森林づくり県民税事業評価委員会による提言	21
第 5 令和 8 年度以降の「いわての森林づくり県民税」の制度と取組	23
第 6 最終案の取りまとめに向けて	28

### 【参考資料】

参考資料 1 : いわて森林づくりに係る県民意識アンケート調査について	29
参考資料 2 : 事業評価委員会提言	37
参考資料 3 : いわての森林づくり県民税条例	65

## 令和8年度以降の「いわての森林づくり県民税」（素案）

### 第1 はじめに

岩手県では、『すべての県民が森林から様々な恩恵を受けており、森林は公共的な財産である』という観点に立ち、森林の公益的機能を維持、増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、平成18年度に「いわての森林づくり県民税」制度を創設しました。

「いわての森林づくり県民税」は、5年間を1期として実施してきており、令和7年度が4期目の最終年度となっていることから、これまでの取組を評価するとともに、創設以降の本県の森林・林業を取り巻く情勢の変化などを踏まえたうえで、改めて令和8年度以降の制度のあり方を検討することとしました。

このため県では、県民アンケートや県民懇談会を実施し、広く意見を伺ってきたほか、外部有識者等で構成される「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」（以下「事業評価委員会」という。）において、今後の制度のあり方について議論が重ねられ、令和7年3月に「今後も「いわての森林づくり県民税」を継続し、引き続き、環境重視の森林づくりの取組と県民理解の醸成の取組を進めが必要」、「これまでの取組に加え、森林や森林施策が県民生活に直接関わる分野などに使途を拡大し、施策の充実を図ることが必要」との提言をいただいたところです。

県では、事業評価委員会の提言を踏まえ、令和8年度以降の「いわての森林づくり県民税」の素案を次のとおり取りまとめました。

## 第2 「いわての森林づくり県民税」を活用した取組の実績と課題

県では、「いわての森林づくり県民税」を財源として、森林の恵みを、未来へつなぐため、管理が行き届いていない公益上重要な森林を整備してきたほか、県内各地において森林環境を保全する様々な活動への支援を行ってきました。

これらの取組により、管理不十分な森林が着実に解消されるとともに、多くの県民の森林づくりへの参画が進んでいます。

### 1 税収等の推移

#### (1) 実績

平成18年に創設した「いわての森林づくり県民税」は、第1期から第4期までの税収が、約127億円となっています。また、取組に賛同する企業や個人の方々からの寄付金と合わせて基金に積み立て、事業の財源として活用してきました。

#### (2) 課題

森林環境の保全に関する施策を推進するほか、新たな課題に対応するため、引き続き、基金を有効に活用していく必要があります。

[いわての森林づくり県民税 税収等の推移（平成18年度～令和5年度）]

(単位:千円)

項目・年度	第1期 H18～H22	第2期 H23～H27	第3期 H28～R2	第4期					合計 H18～R5
				R3	R4	R5	R6	R7	
税収	3,318,465	3,540,350	3,638,069	728,834	725,899	721,883	未確定	2,176,616	12,673,500
基金残高(累計)	104,672	1,119,271	1,500,271	2,403,757	1,967,856	1,353,174			

※ 税収には、市町村の微税取扱費を含まない。

### 2 森林整備を中心とした「環境重視の森林づくり」の取組

#### (1) いわて環境の森整備事業

森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、公益上重要な森林において、針葉樹と広葉樹の混交林化を進める強度間伐や伐採跡地への植栽のほか、森林整備に必要な作業道の開設や気象被害を受けた森林の整備等の取組を実施しています。

#### ア 実績

##### (ア) 人工林の針広混交林への誘導（混交林誘導伐）

水源の涵養や県土の保全等の森林の公益的機能の維持・増進を図るため、公益上重要で、緊急に整備する必要のある森林について、針葉樹と広葉樹で構成される針広混交林に誘導する強度間伐を平成18年度の事業開始から令和5年度までの18年間で、計画面積23,800haに対して、18,922haの事業対象森林において実施しました。

## (イ) 松くい虫被害木・枯損木等の除去

### ① 松くい虫被害木の除去

第2期（平成24年度）から、松くい虫被害先端地域における被害の拡大防止のため、混交林誘導伐とあわせた被害木の駆除を行い、平成24年度に7ha実施しました。

### ② アカマツ林の広葉樹林化のための松くい虫枯損木等の除去

第3期（平成28年度）から、松くい虫被害が継続して発生している地域のアカマツ林の広葉樹林化を進めるため、松くい虫被害まん延地域の景勝地、主要道路及び公共施設の周辺において、枯損木等の伐採を平成28年度から令和5年度までの8年間で、約239ha実施しました。

## (ウ) ナラ枯れ被害の予防のための高齢林の伐採（ナラ林健全化）

第3期（平成28年度）から、ナラ枯れ被害に強い若い森林へ更新し、ナラ枯れ被害の拡大予防を図るため、ナラ枯れ被害の周辺地域において、被害を受けやすい高齢・大径木林の伐採利用を平成28年度から令和5年度までの8年間で、約230ha実施しました。

## (エ) 更新が図られていない伐採跡地における植栽等（森林環境再生造林）

第4期（令和3年度）から、公益上重要でありながら、更新が図られていない伐採跡地において、公益的機能を高度かつ安定的に發揮する森林を整備するため、植栽や下刈等を令和3年度から令和5年度までの3年間で、約548ha実施しました。

## (オ) 被害森林再生

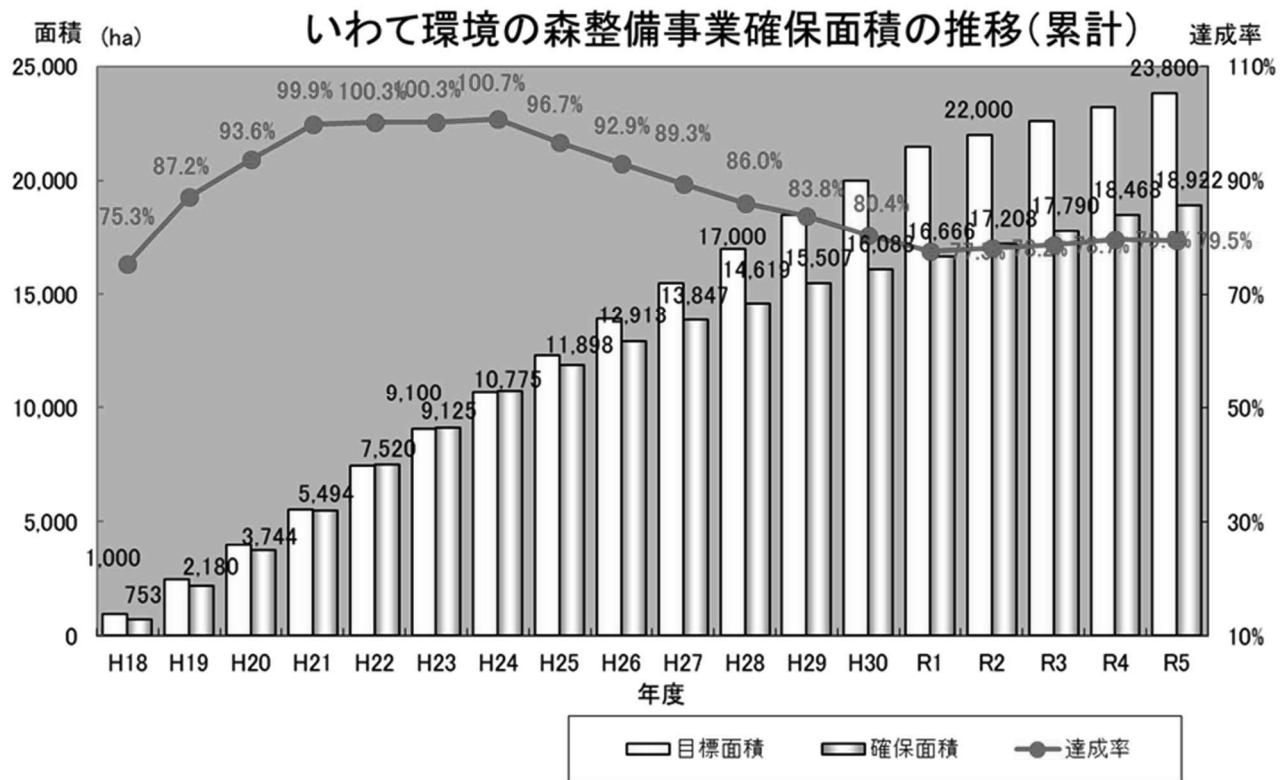
第4期（令和3年度）から、気象災害による被害を受けた森林において、早期の更新により公益的機能を回復させるため、倒木等の被害木の除去を令和3年度から令和5年度までの3年間で、約5ha実施しました。

## (カ) 枯死木除去

第4期（令和3年度）から、森林の公益的機能の回復を図るとともに、人身被害や施設損壊等の二次的被害を防止するため、倒木のおそれのある松くい虫及びナラ枯れ被害による枯死木の除去を令和3年度から令和5年度までの3年間で、約560m<sup>3</sup>実施しました

## (キ) 森林作業道整備

第4期（令和3年度）から、奥地に位置する管理の行き届かない森林において、混交林誘導伐、アカマツ林広葉樹林化、森林環境再生造林の事業を効率的に実施するため、作業等に必要な作業道の開設等を令和3年度から令和5年度までの3年間で、5,471m実施しました。



[混交林誘導伐の実施状況]

## イ 課題

### (ア) 人工林の針広混交林への誘導（混交林誘導伐）

公益上重要でありながら、これまで放置されていた森林が着実に整備され、水源のかん養などの公益的機能が発揮されています。

近年は、国産材の需要の高まりによる主伐等の素材生産と、その伐採跡地で行う造林や下刈の作業の増加による労務不足に加え、整備する森林が奥地化していること、また、1施工地当たりの面積が減少傾向にあり、面的な施工地の確保が難しくなっています。

### (イ) 松くい虫被害木・枯損木等の除去

松くい虫被害の発生地域は拡大傾向にあるため、被害先端地域の被害木の徹底駆除に加え、被害まん延地域では、アカマツ以外の樹種への転換を進める必要があります。

#### (ウ) ナラ枯れ被害の予防のための高齢林の伐採（ナラ林健全化）

本県の民有林面積の約半分は広葉樹であり、シイタケ、木炭、パルプチップなどの地域産業と深い関わりを持っており、これらの生産が盛んな北上高地や沿岸北部地域へのナラ枯れ被害の拡大が懸念されています。

被害が発生している周辺地域においては、ナラ枯れに強い広葉樹林への更新を促進する必要があります。

#### (イ) 更新が図られていない伐採跡地における植栽等（森林環境再生造林）

公益上重要でありながら、更新が図られていない伐採跡地は未だ存在するため植栽の必要があります。

植栽に当たっては、春植栽及び秋植栽とも苗木が活着不良とならないよう適期に植栽を行うとともに、必要に応じ植栽箇所の下刈りを行う必要があります。

シカの食害が懸念される箇所への植栽に当たっては、獣害から森林を守るために食害防止ネット柵の設置等の必要があります。

#### (オ) 被害森林再生

気象災害による被害を受けた森林の速やかな再生を促進する必要があります。

#### (カ) 枯死木除去

松くい虫及びナラ枯れ被害の二次的被害を防止するため、枯死木を速やかに除去する必要があります。

#### (キ) 森林作業道整備

奥地化している混交林誘導伐等を推進していくためには、作業道整備が必要であり、実施した作業道施工地をモデルとして普及しながら、森林作業道整備に取り組んでいく必要があります。

### (2) 花粉症対策

#### ア 実績

花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉の少ないスギ等の苗木の安定供給に必要な花粉症対策スギミニチュア採種園及びカラマツ特定母樹採種園の整備を進めています。

#### イ 課題

旧採種園の伐採、整地・施肥、植栽等による、花粉症対策スギミニチュア採種園及びカラマツ特定母樹採種園の計画的な造成が必要です。

### (3) 林野火災予防対策

#### ア 実績

林野火災から県民共通の財産である森林を守るために、テレビ・ラジオCM等による、県民に対する林野火災予防の普及啓発のほか、林野火災予防パトロールなどを行うボランティア団体の活動支援を行いました。

#### イ 課題

林野火災から県民共通の財産である森林を守るために、林野火災を未然に防ぐ広報宣伝活動や地域で取り組む防火活動を支援する必要があります。

## 3 県民理解の醸成などを中心とした「森林との共生」の取組

### (1) 地域住民等が取り組む森林づくり活動の支援(県民参加の森林づくり促進事業)

地域住民や各種団体等が主体的に取り組む、森林づくり活動や森林の手入れを行う人材育成活動を支援することにより、県民の森林づくりへの参画を促進しました。また、森林環境学習や広く県民が利用する施設への県産木材・木製品の整備等を通じ、森林環境保全に対する県民の理解の醸成を図っています。

#### ア 実績

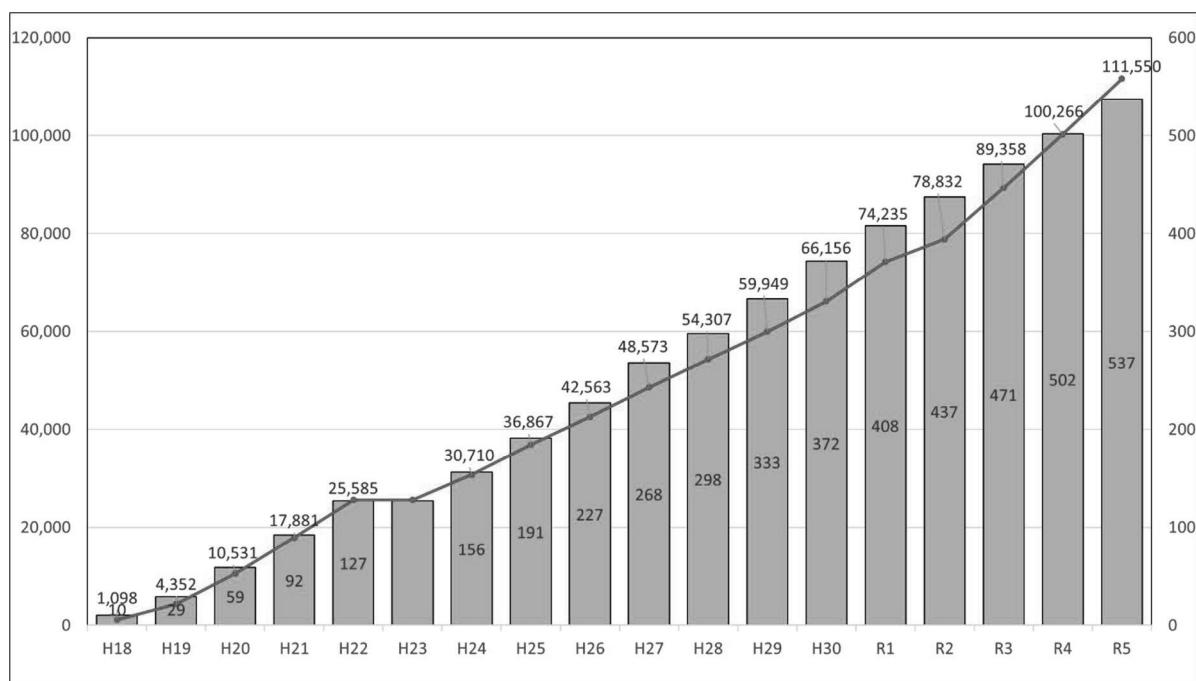
(ア) 平成18年度の事業開始から令和5年度までの18年間(平成23年度は東日本大震災津波の影響で休止)で、活動団体数は延べ537団体、活動参加者では、約11万人の県民が森林づくりに参画しました。

(イ) 第4期の令和3年度には、『森林資源を沿岸被災地の支援のために活かす活動』(被災地先行枠)を県産材利用促進活動(通常枠)へ統合しました。

また、令和6年度には、野生鳥獣対策等の観点から、里山林の整備をより効果的なものとするため、附帯的に行われる公益林以外での藪の刈払い等も対象活動に拡充しました。

(ウ) 県民参加による森林づくりを推進し、植樹や育樹活動を行い、森林の恵みに感謝する行事として、平成19年度から「いわての森林の感謝祭」を開催(平成23年度は東日本大震災津波の影響で中止)してきました。

(エ) 県民ニーズを踏まえ、企画募集の時期や支援対象の活動等の見直し(拡充)を図りながら、第1期から継続して多様な活動を全県で支援したことにより、森林への理解と県民の森林づくりへの参画が促進されました。



森林をつくる活動（森林整備活動）



森林を学び活かす活動（森林環境学習）

## イ 課題

事業を通して、より多くの県民が主体的に森林づくりに参画する機会を提供し、県民の森林環境保全への理解醸成を図るため、引き続き、事業を実施していく必要があります。

## (2) 森林保全や山村地域の活性化に資する取組（森林・山村多面的機能発揮対策事業）

### ア 実績

- (ア) 森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者、地域住民等が協力して実施する森林の保全活動や山村地域の活性化に資する取組に対して支援を行い、令和3年度から5年度までの3年間で、123団体（延べ258団体）が事業に取り組み、本事業の目的である、森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組が着実に実行されました。
- (イ) 主な活動実績は、地域環境保全タイプ（里山林整備等）2,309ha、森林資源利用タイプ（薪炭利用の伐採等）534ha、森林機能強化（森林作業道の開設）10,598mとなりました。
- (ウ) 本事業の実施を通して、荒廃していた里山林等の景観改善や、薪炭材など森林由来の資源の利用促進が図られました。

### イ 課題

各地域の活動が、森林の多面的機能の発揮や、山村地域のコミュニティの維持・活性化が図られるよう、地域における積極的な活動を支援する必要があります。

## (3) 木育の推進等につながる県産木材活用の取組

### ア 実績

- (ア) 県民向け施設等への県産木材活用の促進を図ることにより、県産木材の温もりや心地よさなどを感じてもらいながら、木材利用の意義や森林づくりへの理解醸成、環境整備の普及強化を図ることを目的に、県庁各部局による県民税を活用した木育推進につながる取組を行いました。
- (イ) 令和3年度から5年度までの3年間で、教育施設や公共施設において、県産木材を活用した木製品の導入や、不特定多数に向けた展示や案内板の設置等を通じた環境整備等28事業で、木育の推進や県産材利用促進につながる取組を実施しました。
- (ウ) 事業を実施した施設等においては、木製品導入等により、県産木材の温もりや心地よさなどを感じてもらうことが出来ているほか、県民税の焼き印やシール、パンフレットの配架等により、いわての森林づくり県民税の情報発信などの、普及啓発を行っていました。

### イ 課題

県民が県産木材に触れる機会を提供し木育を推進する必要があります。

(4) 児童・生徒等への学習機会の提供（いわて森のゼミナール推進事業）

ア 実績

(ア) 森林・林業に対する理解の醸成を図るため、児童生徒をはじめ、広く県民の方々を対象として、森林・林業に関して学習する機会を提供しました。

(イ) 平成 20 年度から開始した児童・生徒を対象とする「森林環境学習会」には、これまでに延べ 364 校 9,669 人が参加しているほか、平成 22 年度から開始した地域の自発的な森林環境学習の取組を支援する「森の実践ゼミナール」及び令和 3 年から開始した「森林環境学習指導者研修会」には、地域活動をリードする指導者や自主的に活動する地域住民など延べ 939 人が参加しました。

(ウ) 「森林環境学習会」では、森林インストラクター等の指導により、児童・生徒が森林の働きやその果たす役割を学びました。

(エ) 「指導者研修会」では、活動事例紹介、現地研修や情報交換等を通じて、県内各地における森林環境学習の活動を実践するリーダーの資質向上が図られました。

イ 課題

森林環境について学習する機会を提供するため、児童生徒等を対象とした森林環境学習会等の開催を継続していく必要があります。

(5) 森林公園の機能強化

ア 実績

(ア) 広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育拠点施設である森林公園の機能強化を実施しました。

(イ) 令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間で、就学前の幼児等も楽しみながら木とふれあうことができる木育スペースの整備や、遊歩道等のバリアフリー化、外国人利用者向け外国語表記の案内板の設置などの施設整備を行いました。

(ウ) また、整備した施設を活用して木育イベント等を開催し、家族連れを中心とした幅広い年齢層の利用を促進したほか、県や指定管理者の SNS 等による情報発信を行いました。

(エ) 令和 6 年 10 月末時点の森林公園全体の利用者数は、事業開始前（令和 2 年度 10 月末時点）の 109% となる 98,001 人に増加しました。

(オ) 特に、木育スペースの整備により施設利用者が増加し、同時期の施設利用者は、事業開始前（令和2年度10月末時点）の115%の24,986人となるなど、リニューアルの効果が見られました。

#### イ 課題

森林公园の施設内には、設置当時のまま更新されていない展示もあることから、森林環境教育の拠点としての機能を発揮するため、引き続き、森林公园のリニューアルに取り組んでいく必要があります。

### (6) 全国植樹祭の開催

#### ア 実績

(ア) 全国植樹祭の開催（令和5年）準備から当日の開催を通じて、森林・林業の役割や重要性のほか、県民税の趣旨や取組について積極的に発信したことにより、森林環境保全に対する県民意識の醸成が進み、豊かな森林を守り、育み、次の世代を担う子どもたちへと、確実に繋いでいく契機とすることができました。

(イ) 緑の少年団や中学生・高校生、林業に携わる若者などが、岩手の豊かで多様な森林・林業の素晴らしさや、復興支援に対する感謝の気持ち、緑豊かな森林を引き継いでいく決意を力強く発信するなど、本県ならではの特色ある有意義な大会を開催することができました。

#### イ 課題

全国植樹祭の開催を契機として、健全で豊かな森林を次世代へ引き継いでいくため、県民総参加による森林づくりと、森林資源の循環利用等による森林の公益的機能の増進、林業の持続的で健全な発展に向けた取組を推進する必要があります。



天皇陛下お手植え



招待者記念植樹



お野立所

## (7) いわて森林づくり推進人材育成事業

### ア 実績

地域における森林整備活動を推進するため、公益的機能の維持増進に向けた森林の整備・保全等に関する幅広い専門知識と技術を有し、地域に根ざした関係者の合意形成等を図る人材育成研修をはじめ、合意形成に必要なコミュニケーション研修、森林整備活動における安全指導研修等を実施しました。

### イ 課題

環境重視の森林づくりに関する研修等を修了し、認定された「いわて森林づくりコーディネーター」の活動を支援していく必要があります。

## (8) いわて森林づくり普及啓発事業

### ア 実績

(ア) 森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、テレビ・ラジオCM、新聞広告、パンフレット等の多様な手法で情報発信し、県民の森林づくりに係る関心を高めるとともに、「いわての森林づくり県民税」の認知度向上に努めました。

(イ) 令和5年度に実施した「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」では、「いわての森林づくり県民税」の認知度は、約49%となりました。

(ウ) 県民税の認知度の目標は70%ですが、普及啓発に努めた結果、年々認知度が向上しています。

### イ 課題

森林の役割や重要性のほか、県民税の趣旨や取り組み等について、引き続き、森林所有者や県民に対し周知・情報発信し、事業の推進や森林づくりに係る関心を高めるための普及啓発を行う必要があります。

## 4 事業評価委員会の運営

### (1) 設置目的

県では、いわての森林づくり県民税の施策の内容を県民に明らかにし、透明性の確保を図るため、納税者である県民や学識経験者等により構成される「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」を設置しています。

### (2) 活動実績

事業評価委員会は、年間6回程度の会議を開催し、事業内容の評価のほか、施策に関する提言等を行っています。





## 【資料】いわて森林づくり推進事業実績

1 事業費		第1期	第2期	第3期	第4期	(単位:千円)
項目		H18～H22	H23～H27	H28～R2	R3～R5	H18～R5 までの計
環境重視の森林づくり	いわて環境の森整備事業	2,597,083	2,868,164	1,792,190	1,976,077	9,233,514
	花粉症対策等採種園整備事業（第4期から）				50,055	50,055
	林野火災予防対策事業（第4期から）				20,893	20,893
森林との共生	県民参加の森林づくり促進事業	58,772	63,819	189,151	111,175	422,917
	いわて森のゼミナール推進事業	19,033	18,093	23,545	14,870	75,541
	いわての森林づくり普及啓発事業	13,796	10,393	32,119	18,173	74,481
	「木育の推進につながる県産木材活用」の取組（第4期から）				150,917	150,917
	森林公園機能強化事業（第4期から）				173,188	173,188
	全国植樹祭開催準備費（第4期から）				754,336	754,336
	いわて森林づくり推進人材育成事業（第4期から）				8,299	8,299
	事業評価委員会運営費	11,886	8,549	11,430	2,453	34,318
事業費計		2,700,570	2,969,018	2,048,435	3,280,436	10,998,459

2 主な取組実績		第1期	第2期	第3期	第4期		
項目		H18～H22	H23～H27	H28～R2	R3～R5	H18～R5 までの計	
いわて環境の森整備事業	強度間伐等※	目標面積(ha)	7,500	8,000	6,500	1,800	23,800
		確保面積(ha)	7,520	6,327	3,361	1,510	18,718
		箇所数	948	1,018	656	337	2,959
※強度間伐等：混交林誘導伐 アカマツ林広葉樹林化	環境再生造林	目標面積(ha)				450	450
		確保面積(ha)				548	548
		箇所数				108	108
づ県く民り参り促加進の森林	県民参加の森林づくり促進事業	目標団体数	115	158	195	135	603
		実施団体数	127	141	169	100	537
		参加人数	25,585	22,988	30,259	32,718	111,550
	森林山村多面的機能発揮対策事業	活動組織数			365	123	488
いわて森のゼミナール推進事業	森林学習会	67回	91回	124回	84回	366回	
		2,426名	1,843名	2,715名	2,084名	9,068名	
	森林環境学習指導者研修会				6回	6回	
					92名	92名	
「木育の推進につながる県産木材活用」の取組					78件	78件	
森林公園機能強化事業					5公園	5公園	
いわて森林づくり推進人材育成事業（研修会）					3回	3回	
					44名	44名	

## 第3 森林・林業を取り巻く情勢

### 1 社会情勢の変化

#### (1) 森林の持続的な管理がグローバルな目標に位置付け

平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において「持続可能な開発目標（SDGs）」が盛り込まれ、いわての森林づくり県民税の理念でもある森林の持続可能な管理の推進が、グローバルな目標として位置付けられています。



また、国では、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、大気中の温室効果ガスの吸収源としての森林の役割に期待を寄せているほか、こうした森林の役割は、生物多様性の保全など、ネイチャーポジティブ※の実現にも寄与するものと考えられます。

#### (2) 人口減少等による森林・林業を支える担い手の減少

日本の人口は平成20年をピークに減少傾向を見せており、特に山村では高齢化や人口減少の進行とともに森林・林業を支える担い手の減少が進んでいます。

このため、森林の有する水源涵養や土砂流出防止等の公益的機能の維持増進と持続的な発揮に向けた取組の重要性は一層高まっています。

さらに、住宅着工戸数の減少等の影響を受け、全国的な木材需要の減少が見込まれています。県内においても、木材製品の需要低下に伴い、木材生産をはじめ森林の適正な整備や森林資源の循環利用など、関連する分野への影響が懸念されています。

### 2 森林・林業に関する情勢の変化

#### (1) 森林資源の本格的な利用期の到来

いわての森林づくり県民税がスタートした平成18年度の民有林の人工林の齢級構成は、間伐が必要な8齢級（36～40年生）が最も多く存在していましたが、令和5年度は伐採適期を迎えた11齢級（51～55年生）が最も多く、本県の森林の多くが本格的な利用期を迎えています。

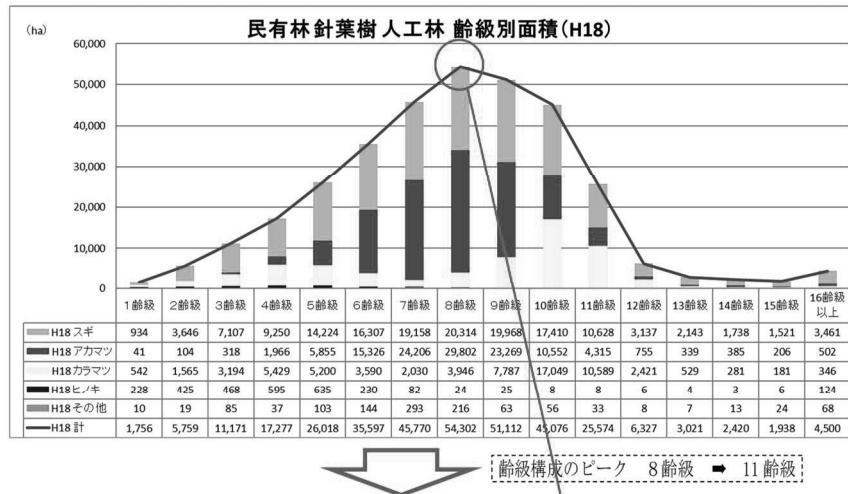
県内の伐採面積は、国産材需要の高まりや高性能林業機械の導入等による素材生産体制の強化等により増加基調にありますが、民有林の再造林の割合が伐採面積の約5割にとどまるなど、森林の適切な更新を図る必要があります。

また、森林所有者の高齢化、不在化が進行し、再造林・下刈り後の除伐等が実施されず、1～4齢級の若齢の整備手遅れ林分が多数発生しています。

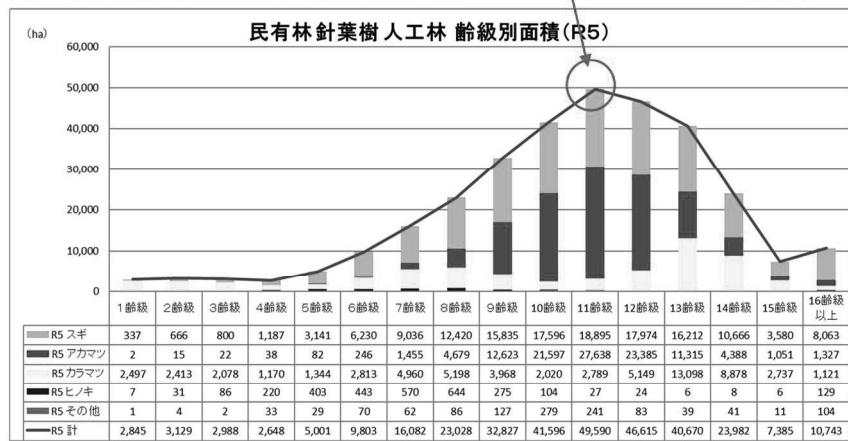
※ ネイチャーポジティブ：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。2022年12月の国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において新たな国際目標が設定され、2030年までに「ネイチャーポジティブ」を実現させる方向性が示された。

これを受けて、国は、森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全、生物多様性に配慮した林業の推進、国内森林資源の持続的な有効活用を通じた貢献などの施策の方向性を示した。

○ 平成 18 年度民有林針葉樹人工林齢級別面積（県民税創設時） (単位 : ha)



○ 令和 5 年度民有林針葉樹人工林齢級別面積 (単位 : ha)



【若齢の整備手遅れ林分の様子】

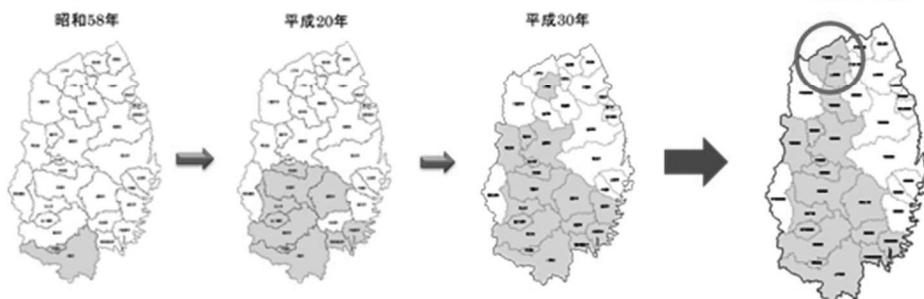
## (2) 様々な森林被害等の増加

### ア 松くい虫被害

松くい虫被害は、昭和 54 年に一関市で初めて被害が確認されて以降、徐々に被害が北上し、令和 5 年度末時点で、内陸部は二戸市まで被害区域が拡大しています。

被害まん延地域では、松林の樹種転換により将来的な感染源を減らすとともに、景観を損ねたり、人身や施設に危害を及ぼす恐れの高い枯損木等を速やかに処理する必要があります。

### 松くい虫被害発生市町村の推移

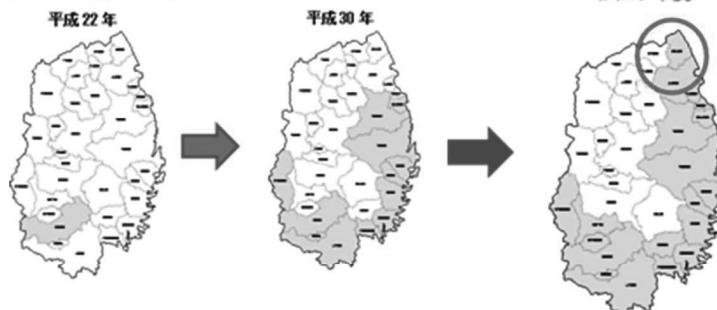


### イ ナラ枯れ被害

ナラ枯れ被害は、内陸部では、平成 22 年に奥州市で初めてが確認され、北上市まで被害が拡大し、沿岸部では、平成 25 年に大船渡市で被害が確認されて以降、急速に拡大し、令和 5 年度時点で、洋野町まで被害が確認されています。

伐倒くん蒸と併せ、被害を受けやすい高齢大径のナラ林については、積極的に伐採を利用して、被害に強い森林への更新を促進する必要があります。

### ナラ枯れ被害発生市町村の推移

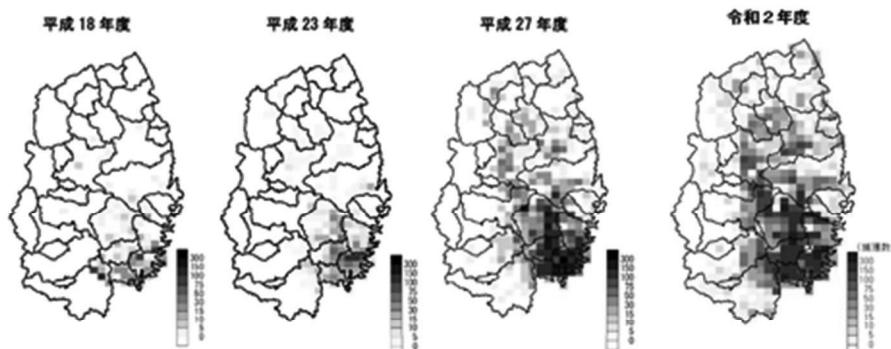


### ウ シカ被害

ホンシュウジカは、シカの捕獲情報によると、秋田県境に位置する一部の市町村を除き、ほぼ県内全域で生息している状況です。

植栽後の森林などには、防護柵や忌避剤散布、食害防止チューブの設置などにより、シカ被害の対策を行う必要があります。

### ホンシュウジカ生息域の推移



【出典】岩手県第 6 次シカ管理計画（岩手県環境生活部自然保護課）より抜粋

## 工 林野火災被害

県内の森林では、これまで数年に一度大規模な林野火災が発生してきました。火災の原因は、野焼き、たき火等の人為的な原因が多くを占めています。

農家や入山者などへの注意喚起を徹底し、豊かな森林を林野火災から守っていくため、予防啓発や防火につながる活動、初期消火活動や復旧に資する路網の整備を進めていく必要があります。

また、令和7年2月に大船渡市で発生した林野火災においては、関係機関と連携を図りながら、被災した森林の早期復旧に向けた取組を進める必要があります。

### 〔林野火災発生状況〕

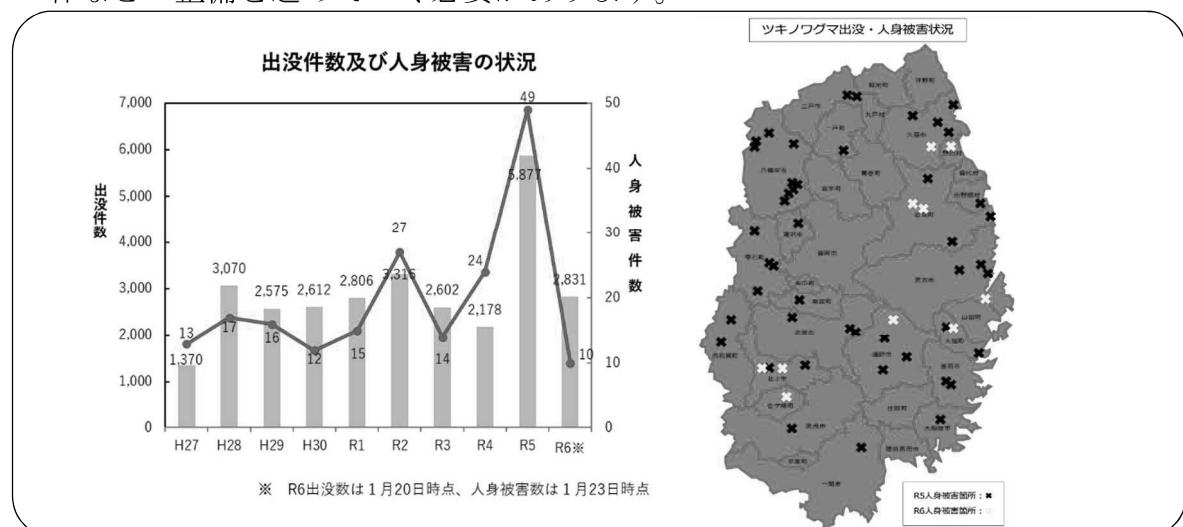
(単位:件、ha)

年次	H18	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
件数	26	59	38	26	30	28
面積	4.66	8.8	14.9	3.4	10.5	4.1

## オ 野生動物の生活圏への出没

県内各地でツキノワグマの出没や人身被害が発生し、令和5年度は、出没件数、人身被害件数ともに過去最も多い状況となっています。

クマ等の野生動物の人の生活圏への出没を抑制するため、里山や河川沿いの森林などの整備を進めていく必要があります。



## カ 激甚化する気象災害等による流木被害

近年、県内各地において、度重なる大雨被害などに見舞われる中、土砂流出防止や水源涵養などの多面的な機能を有する森林の整備と保全の重要性が一層高まっていることから、健全な森林の育成を進め、災害に強い県土づくりに貢献していく必要があります。

また、大雨時における流木被害が増加していることから、流木被害の予防対策が必要です。



【令和6年8月27日から29日発生豪雨災害】

### (3) 国の施策の変化

#### ア 森林経営管理制度の創設

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進するため、平成30年5月に「森林経営管理制度」が成立し、森林経営管理制度がスタートしました。

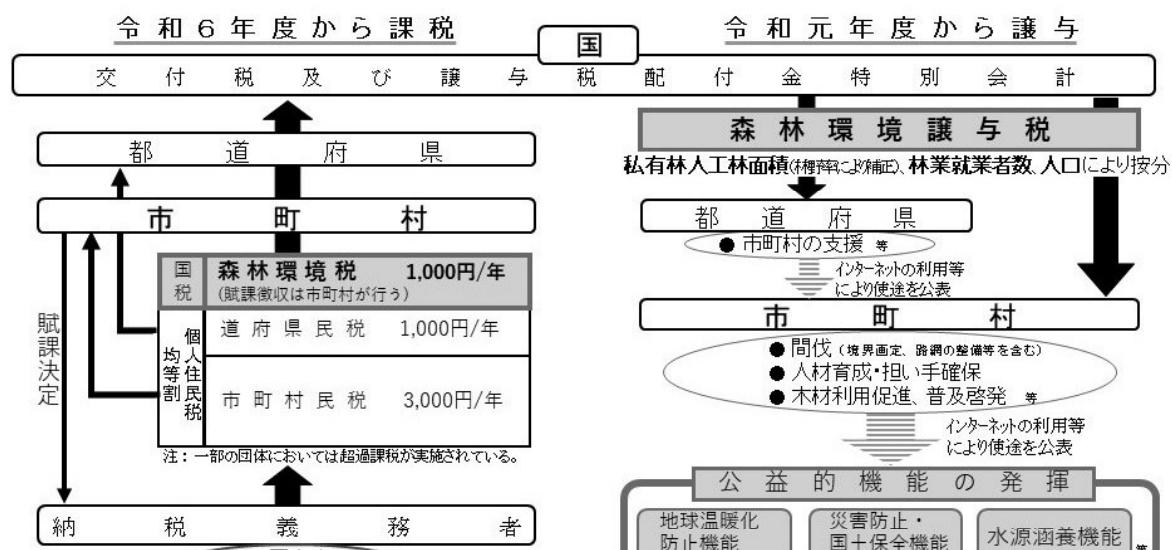
#### イ 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

森林経営管理制度の創設に合わせ、市町村が実施する森林整備等の財源として、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年度から、市町村や県に対して「森林環境譲与税」の譲与が開始され、令和6年度から森林環境税の徴収が開始されています。

#### ○ 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

##### 森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分担して森林を支える仕組み



県では、「いわての森林づくり県民税」と「森林環境譲与税」の関係性について次のとおり整理しています。

## ◆ いわての森林づくり県民税と森林環境譲与税の関係性について

森林環境の保全に関する施策を実施するいわての森林づくり県民税に対し、森林環境譲与税は、間伐等の森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされているため、両税による対象とする取組を概ね次のように整理しています。

### ① 森林整備（間伐）に係る「いわての森林づくり県民税」と「森林環境譲与税」の対象の比較

下記の表は、県がいわての森林づくり県民税で行う間伐と、市町村が森林經營管理制度のもと森林環境譲与税で行う間伐の考え方の違いを整理したものです。

また、これにより市町村の森林環境譲与税の使途を限定するものではありません。

取組内容	いわての森林づくり県民税の対象	森林環境譲与税の対象												
間伐等の森林整備	<p>森林經營計画※1 又は經營管理權集積計画※2が策定されていない公益上重要でありながら、立地条件等により経済性が低い人工林において、概ね5割の間伐を実施し、下層の植生を健全なものにするとともに、針広混交林へ誘導するもの。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">森林の機能別区分</td> <td style="text-align: center;">経営管理意欲の有無</td> <td style="text-align: center;">森林所有者の經營管理意欲 有</td> <td style="text-align: center;">森林所有者の經營管理意欲 無</td> </tr> <tr> <td>公益性が高く、経済性が低い森林 (生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林など)</td> <td></td> <td>いわての森林づくり県民税 (県と協定を締結した上で森林所有者が管理)</td> <td>森林環境譲与税 (所有者から委託を受け市町村が管理)</td> </tr> <tr> <td>経済性が高い森林 (資源循環利用林など)</td> <td></td> <td>国庫補助事業等 (森林所有者もしくは委託を受けた林業経営体が管理)</td> <td>国庫補助事業等 (市町村から再委託等を受けた林業経営体が管理)</td> </tr> </table>	森林の機能別区分	経営管理意欲の有無	森林所有者の經營管理意欲 有	森林所有者の經營管理意欲 無	公益性が高く、経済性が低い森林 (生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林など)		いわての森林づくり県民税 (県と協定を締結した上で森林所有者が管理)	森林環境譲与税 (所有者から委託を受け市町村が管理)	経済性が高い森林 (資源循環利用林など)		国庫補助事業等 (森林所有者もしくは委託を受けた林業経営体が管理)	国庫補助事業等 (市町村から再委託等を受けた林業経営体が管理)	
森林の機能別区分	経営管理意欲の有無	森林所有者の經營管理意欲 有	森林所有者の經營管理意欲 無											
公益性が高く、経済性が低い森林 (生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林など)		いわての森林づくり県民税 (県と協定を締結した上で森林所有者が管理)	森林環境譲与税 (所有者から委託を受け市町村が管理)											
経済性が高い森林 (資源循環利用林など)		国庫補助事業等 (森林所有者もしくは委託を受けた林業経営体が管理)	国庫補助事業等 (市町村から再委託等を受けた林業経営体が管理)											



※1 森林經營計画

森林所有者又は委託を受けた者が經營を行う森林について作成する施業（伐採、造林、保育等）及び保護に関する計画

※2 経営管理權集積計画

市町村が森林經營管理制度に基づき、森林所有者から委託を受けた森林について作成する經營管理（伐採、造林、保育等）に関する計画

### ② 人材育成や木材利用促進等に係る「いわての森林づくり県民税」と「森林環境譲与税」の対象の比較

下記の表は、県が「いわての森林づくり県民税」と「森林環境譲与税」を活用して行う人材育成や木材利用の考え方の違いを整理したものです。

取組内容	いわての森林づくり県民税の対象	森林環境譲与税の対象
人づくり	県民の森林整備への参加を促すため、新たに森林整備活動を行う個人や団体等を対象に森林施業等の研修活動を行い、ボランティアやNPO等の多様な担い手を育成するもの。	林業經營の効率化等を実現するため、林業アカデミーの取組などにおいて、将来的に林業經營体の中核となる新たな現場技術者を養成するもの。
木材利用の促進等	森林環境保全に対する県民理解を醸成するため、木材への親しみや木の文化への理解を深めることを目的として、木材とのふれあいを通じた木育等の取組を進めるもの。	住宅や民間商業施設等における木造化・木質化の促進を通じて県産木材の需要を拡大し、再造林や森林整備の促進を図るもの。

上記のほか、県では、両税の取組に付帯する普及啓発に加え、「いわての森林づくり県民税」により森林環境を保全する植栽、松くい虫被害やナラ枯れ被害の対策などに取り組んでいます。

### 3 森林に対する国民の意識

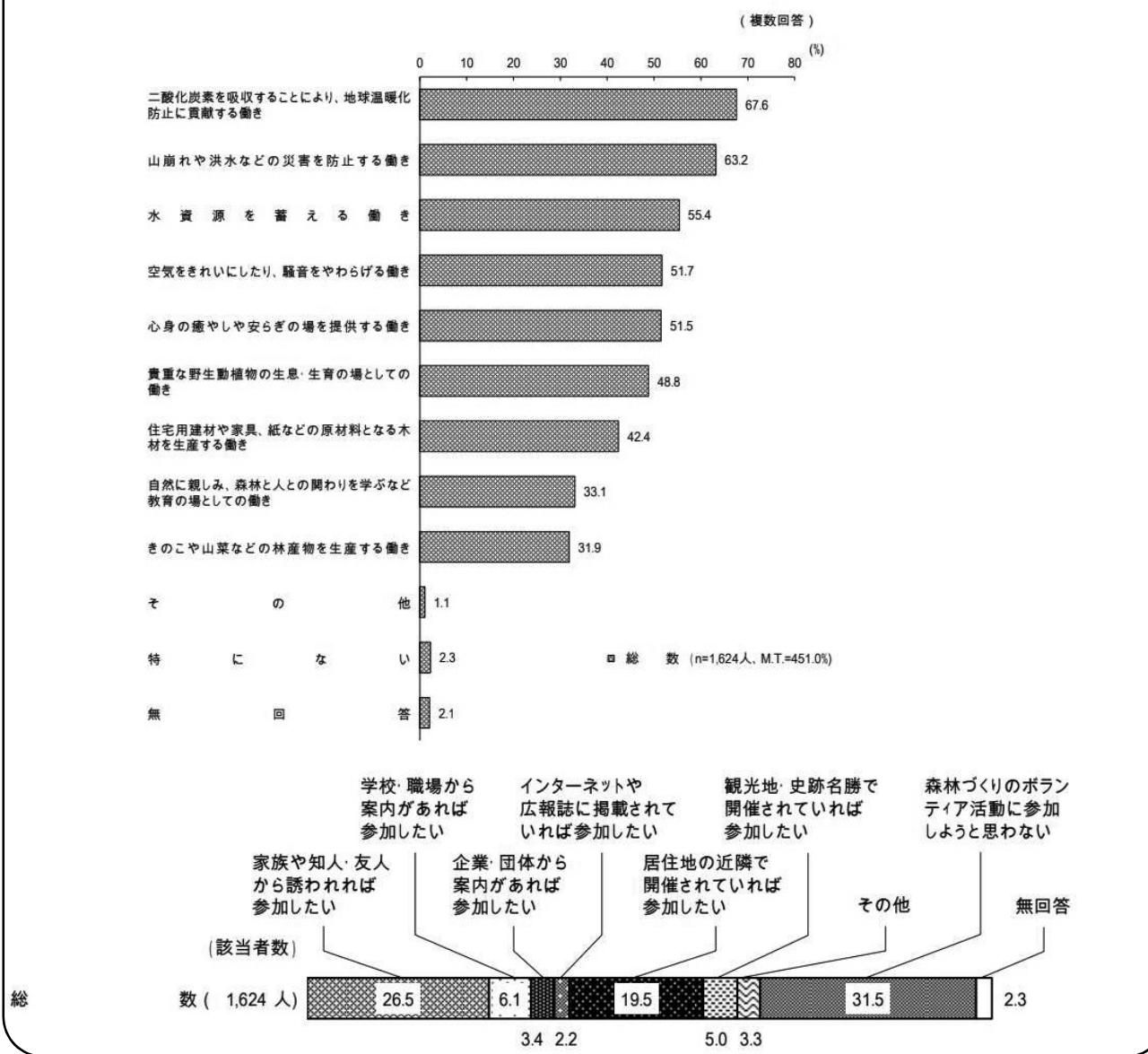
内閣府が令和5年10月に行った「森林と生活に関する世論調査」によれば、森林に期待する働きとして、68%の方が「二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止に貢献する働き」、63%の方が「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」、49%の方が「貴重な野生動植物の生息・生育の場としての働き」、42%の方が「住宅用建材や家具、紙などの原材料となる木材を生産する働き」を選択しています。

このように、2050年カーボンニュートラルのほか、ネイチャーポジティブの実現に向け、森林の適切な管理や身近にある森林空間の重要性に対する認識が高まっています。

また、木材利用の公益的な意義が浸透してきており、建築物等への国産材の利用の機運が高まっています。

一方、森林づくりのボランティア活動については、32%が「参加しようと思わない」と回答しており、本県の豊かな森林環境を県民みんなで支えるためには、県民が森林づくり活動へ進んで参画するような働きかけを行う必要があります。

#### ○ 内閣府「森林と生活に関する世論調査」結果（令和5年10月）



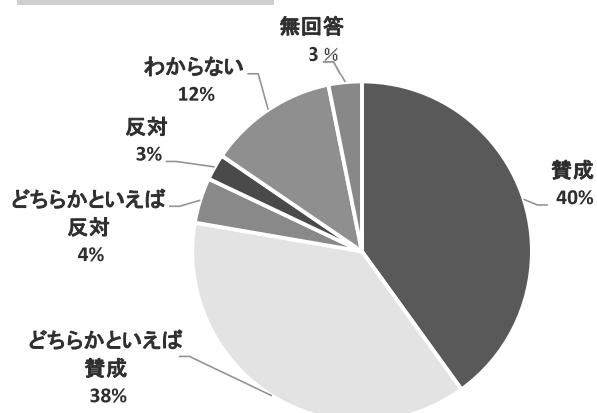
#### 4 県民・市町村の意向

令和6年11月から12月にかけて実施した「いわての森林づくりに関する県民意識アンケート調査」では、約8割の県民から本県民税の継続に賛成と回答いただいたほか、森林に対する地球温暖化防止や災害を軽減する働きへの期待や、クマ等の野生動物の出没抑制対策等への使途拡充を望む意見が多く寄せられました。令和8年度以降も県民税が継続する場合の期間については、約6割の方が現状と同じ5年でよいと回答し、課税額については、約7割の方が現状と同じ年間1,000円でよいと回答しました。

また、令和6年11月に実施した「いわての森林づくりに係る市町村アンケート調査」では、約9割の市町村が継続に賛成と回答しています。

##### ○ 県民アンケート（抜粋）

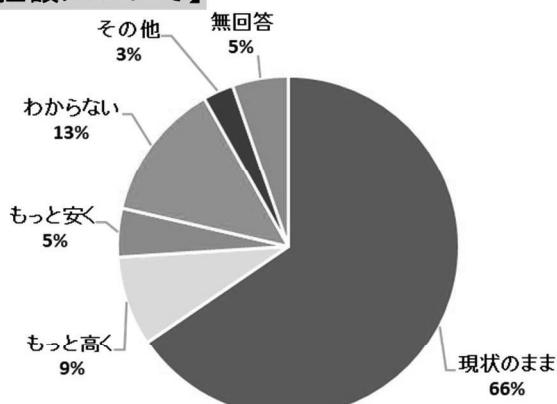
###### 【継続について】



Q 現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続する場合、どう思いますか。

- ①現在の取組を今後も継続する場合に「贅成」又は「どちらかといえば贅成」とした者は回答者の約78%
- ②「反対」又は「どちらかといえば反対」とした者は約7%
- ③「わからない」が約12%

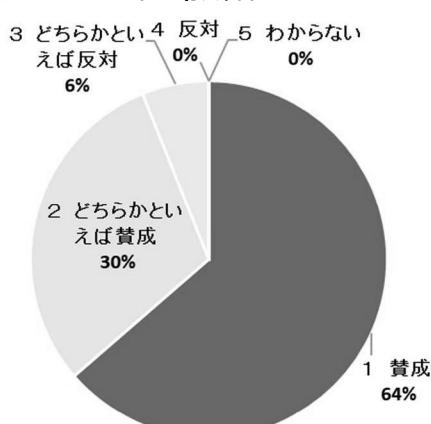
###### 【負担額について】



Q 令和8年度以降、県民税を継続する場合、その負担額についてどう思いますか。

- ①「現状のまま(1,000円)でよい」とした者は回答者の約66%
- ②「わからない」が約13%
- ③「もっと高く」が約9%
- ④「もっと安く」が約5%

##### ○ 市町村アンケート（抜粋）



Q 現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続する場合、どう思いますか。

- ①現在の取組を今後も継続する場合に「贅成」又は「どちらかといえば贅成」とした市町村は回答者の約94%

- ②「反対」又は「どちらかといえば反対」とした市町村は約6%

###### 【主な意見（抜粋）】

- ・ ナラ枯れ被害対策、病害虫対策、里山整備等について使途の拡大を要望する。
- ・ いわて環境の森整備事業の補助要件の緩和が必要である。

## 第4 いわての森林づくり県民税事業評価委員会による提言

いわての森林づくり県民税事業評価委員会では、これまでの取組の評価を行うとともに、県民アンケート調査の結果、県民や県議会の意見に加え、森林・林業を取り巻く最近の情勢等を踏まえ、令和8年度以降の「いわての森林づくり県民税」の基本的方向について検討を重ね、このたび次の趣旨の提言をいただきました。

### 1 取組の方向

本県の森林の公益的機能を維持、増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、今後も「いわての森林づくり県民税」を継続し、引き続き、環境重視の森林づくりの取組と県民理解の醸成の取組を進めが必要。

森林・林業を取り巻く情勢が大きく変化していることを踏まえ、野生動物の生活圏への出没増加や大雨時における流木被害の頻出などの森林に関連した新たな課題に対応する必要があることから、これまでの取組に加え、森林や森林施策が県民生活に直接関わる分野などに使途を拡大し、施策の充実を図ることが必要。

### 2 課税期間及び負担額等

森林環境の保全に関する施策を充実させるため、基金残高を有効に活用するとともに、県民の意向を踏まえ、現行と同じ課税負担額、課税期間とすることが重要。

(個人：年間1,000円、法人：資本金の額に応じ年間2,000円から80,000円、期間5年)

### 3 県民税の方向性

森林・林業を取り巻く情勢の変化や県民等の意見を踏まえると、いわての森林づくり県民税制度の継続とともに、森林や森林施策が県民生活に直接関わる分野など、新たな課題に対応した使途の拡大が必要。

### 4 具体的な施策のイメージ

#### (1) 「環境重視の森林づくり」

森林の有する公益的機能の低下を防ぐため、更新が図られていない伐採跡地への植栽・下刈りや森林病害虫対策、気象災害を受けた森林の復旧や、新たな手遅れ林分の発生を未然に防ぐ取組の拡充が必要。

##### 〔施策のイメージ〕

- ・公益的機能を増進する若齢林の整備 新
- ・公益上重要な人工林の針広混交林への誘導   ・森林環境を保全する植栽
- ・森林病害虫対策   ・気象災害を受けた森林の復旧   ・林野火災の予防

#### (2) 「県民理解の醸成（森林との共生）」

県民の森林に対する関心を高め、森林環境保全に対する県民の参画と理解を進める観点から、住民等による森林を守り育てる活動や森林を学び活かす活動、木材とのふれあいを通じた木育の推進等への支援が引き続き必要。

##### 〔施策のイメージ〕

- ・地域住民等が取り組む森林づくり活動   ・木材とのふれあいを通じた木育の推進
- ・森林環境学習の展開   ・普及啓発

(3) 「県民生活に直接関わる分野（安全・安心な県民生活）」新

森林・林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、野生動物の生活圏への出没や大雨時における流木被害の頻出など森林に関連した新たな課題に対応していくため、森林や森林施策が県民生活に直接関わる分野における県民生活の安全・安心に資する取組が必要。

〔施策のイメージ〕

- ・野生動物の出没抑制に向けた里山や河川沿いの森林などの整備新
- ・大雨時における流木被害を軽減するための河川や渓流における危険木の除去新
- ・安心して自然環境に親しむための森林公园や都市公園等の整備新

『「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について』（令和7年3月）を要約

## 第5 令和8年度以降の「いわての森林づくり県民税」の制度と取組

県では、いわての森林づくり県民税事業評価委員会からの提言を踏まえ、県民の共通財産である森林を次の世代に良好な状態で引き継いでいくため、令和8年度以降の「いわての森林づくり県民税」の制度と取組を次のとおり取りまとめました。

### 1 「いわての森林づくり県民税」の制度

#### (1) 制度の継続・拡充

本県の森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐため、環境重視の森林づくりの取組と県民理解の醸成の取組を進めていくとともに、森林資源が本格的な利用期を迎えたことによる伐採の増加、気象災害の激甚化や野生鳥獣の生活圏への出没の増加、身近な森林空間の重要性に対する認識の高まりなどの森林に関連した新たな課題への対応が求められています。

このため、令和8年度以降も「いわての森林づくり県民税」の制度を継続し、引き続き森林環境の保全に関する取組を施策の充実を図りながら実施するとともに、新たに、森林や森林施策が県民生活に直接関わる分野などに使途を拡大し、森林に関連する安全・安心な県民生活に資する取組を実施していきます。

#### (2) 課税負担額、課税期間

県民アンケート調査では、今後も「いわての森林づくり県民税」の制度を継続する場合、課税負担額について約7割の方が現状と同じ年間1,000円でよいと回答しており、その期間については、約6割の方が現状と同じ5年でよいと回答しています。

「いわての森林づくり県民税」の制度は、県民の皆様の御理解と御協力の上で成り立つ制度であることから、県民アンケート調査の結果を踏まえ、現行制度と同じ課税負担額・課税期間とします。

- 課税負担額 個人：1,000円／年間  
法人：資本金に応じ2,000円～80,000円／年間
- 課税期間 5年



## 2 「いわての森林づくり県民税」の取組

本県の森林の有する公益的機能の維持・増進や持続的な発揮のため、「いわての森林づくり県民税」を活用し、引き続き「環境重視の森林づくり」と「県民理解の醸成（森林との共生）」を図る取組を展開していくとともに、新たに、森林に関連する「安全・安心な県民生活」に資する取組を展開していきます。

「環境重視の森林づくり」では、公益上重要な人工林の針広混交林への誘導、森林環境を保全する植栽等、森林病害虫対策、気象災害等を受けた森林の整備、公益上重要な森林の整備や管理のための作業道の整備を引き続き実施するほか、新たに、公益的機能を増進する若齢林の整備を支援していきます。

また、林野火災被害からの森林復旧など、気象災害等を受けた森林の整備に係る取組を強化していきます。

「県民理解の醸成（森林との共生）」では、地域住民等が取り組む森林づくり活動、木材とのふれあいを通じた木育の推進や公益的機能の維持・増進に繋がる県産木材の活用、森林環境学習の展開、県民理解の醸成に向けた普及啓発について取組を展開していきます。

新たに取り組む「安全・安心な県民生活」では、野生動物の生活圏への出没抑制のための環境整備、大雨時の流木被害を軽減するための危険木の除去・撤去、安心して自然環境に親しむための森林公園や自然公園等の環境整備を支援していきます。

なお、これらの取組については、情勢の変化に伴う課題に速やかに対応できるよう、期間の途中においても必要に応じて見直していきます。

### (1) 「環境重視の森林づくり」の取組

#### ア 公益的機能を増進する若齢林の整備

##### 【ポイント】

- 整備手遅れ林分の新たな発生を未然に防止する若齢人工林の整備を実施

##### 【内容】

- ・ 公益上重要で緊急に整備が必要な若齢の人工林について、整備手遅れ林分の新たな発生を未然に防止するため、つる切、不用木の除去、不良木の淘汰、林地残材の流出防止措置等を図る若齢人工林の整備を実施します。 [新規]

#### イ 公益上重要な人工林の針広混交林への誘導

##### 【ポイント】

- 針葉樹と広葉樹の入り混じった森林に誘導する「混交林誘導伐」を実施

##### 【内容】

- ・ 公益上重要で緊急に整備が必要な人工林について、水源涵養や土砂流出防止など森林の公益的機能の維持増進を図るため、針葉樹と広葉樹の入り混じった森林に誘導する「混交林誘導伐」を実施します。 [継続]

## ウ 森林環境を保全する植栽等

### 【ポイント】

- 公益上重要な伐採跡地や林野火災跡地への植栽や保育の取組を強化
- 花粉の少ないスギ等の種子の安定供給に必要な採種園の整備を実施

### 【内容】

- ・ 公益上重要でありながら、更新が図られていない伐採跡地の解消を図るため、植栽や保育などを支援します。 [継続]
- ・ 林野火災跡地の森林再生に向け、植栽や保育などを支援します。 [新規]
- ・ 花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉症対策スギやカラマツの種子の安定供給に必要な採種園を整備します。 [継続]

## エ 森林病害虫の防除対策

### 【ポイント】

- アカマツ林の樹種転換や高齢ナラ林の更新（若返り）を実施

### 【内容】

- ・ 松くい虫被害やナラ枯れ被害が拡大していることから、被害に強い森林づくりを進めるため、アカマツ林の樹種転換や高齢ナラ林の更新（若返り）を支援します。 [継続]

## オ 気象被害等を受けた森林の整備

### 【ポイント】

- 個人での復旧が困難な森林の被害木の除去等を実施
- 倒木のおそれのある枯死木等の伐倒処理を強化
- 林野火災予防啓発活動を実施

### 【内容】

- ・ 台風や大雪等の気象被害や林野火災による焼損を受け、個人では復旧が困難な森林において、公益的機能の回復を図るため、被害木の除去等を支援します。 [拡充]
- ・ 倒木等による人身被害や施設損壊等の二次的被害を防ぐため、倒木のおそれのある枯死木等の伐倒処理を支援します。 [継続]
- ・ 林野火災から県民共通の財産である森林を守るため、予防啓発活動の展開とともに、地域で取り組む防火活動を支援します。 [継続]

## カ 公益上重要な森林の整備や管理のための作業道の整備

### 【ポイント】

- 公益上重要な森林の整備や管理に必要な作業道開設等を実施

### 【内容】

- ・ 公益上重要な未整備森林が奥地化していることから、混交林誘導伐や伐採跡地への植栽などの作業や管理に必要な作業道等の開設・補修を支援します。 [継続]

## (2) 「県民理解の醸成（森林との共生）」の取組

### ア 地域住民等が取り組む森林づくり活動

#### 【ポイント】

- 地域住民や団体等が主体的に取り組む活動の支援を継続

#### 【内容】

- ・ 県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画を促進するため、地域住民や団体等が主体的に取り組む「森林をつくる活動」、「森林の手入れを行う多様な担い手を育成する活動」、「森林を学び活かす活動」、「森林資源を活かす活動」等を支援します。 [継続]
- ・ クマ等の出没抑制を図るための緩衝帯整備を支援します。 [継続]
- ・ 全国植樹祭のレガシーを継承し、森林の公益的機能に対する県民理解を促進するため、「いわての森林の感謝祭」の開催を支援します。 [継続]

### イ 木育の推進や公益的機能の維持・増進につながる県産木材の活用

#### 【ポイント】

- 県産木材を活用した取組を継続

#### 【内容】

- ・ 幼児や児童・生徒をはじめとする多くの県民が、豊かな森林資源に恵まれた岩手で暮らす魅力を実感できるよう、県産木材を活用した製品の設置や内装の木質化など、木材の温もりや心地よさを感じることができる取組を実施します。 [継続]

### ウ 森林環境学習の展開

#### 【ポイント】

- 多様な森林環境学習の機会の提供を継続
- 森林公園等の森林環境教育の拠点機能の強化を継続

#### 【内容】

- ・ 森林・林業に対する理解を醸成するため、児童生徒をはじめ広く県民を対象として、多様な森林環境学習の機会を提供します。 [継続]
- ・ 森林とのふれあいや森林環境を学ぶ機会を多様な利用者に提供するため、森林公園等において、学習展示物や遊歩道の整備など森林環境教育の拠点としての機能強化の取組を実施します。 [継続]

## エ 普及啓発の取組

### 【ポイント】

- 森林環境保全に対する県民意識の醸成を図るための情報発信の強化等

### 【内容】

- ・ 森林環境保全に対する県民意識の醸成を図るため、地球温暖化防止等に貢献する森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、多様な手法で情報を発信します。

[拡充]

## (3) 「安全・安心な県民生活」の取組

### ア 野生動物の生活圏への出没抑制のための環境整備

#### 【ポイント】

- 野生動物の出没が見込まれる藪の刈払い等の環境整備を追加

#### 【内容】

- ・ クマ等の野生動物の生活圏への出没抑制のため、移動経路となり得る河川内や出没が見込まれる学校周辺等の樹木の伐採・藪の刈払い等の環境整備を実施します。

[新規]

### イ 大雨時の流木被害を軽減するための危険木等の伐採・除去

#### 【ポイント】

- 溪流など河川内の危険木等の伐採・除去を追加

#### 【内容】

- ・ 大雨時の流木被害を軽減するため、被害が予想される溪流など河川内における危険木等の伐採・除去を実施します。

[新規]

### ウ 安心して自然環境に親しむための森林公园・自然公園等の環境整備

#### 【ポイント】

- 森林公園、自然公園、都市公園、河川公園等における危険木等の伐採・除去、藪の刈払い等の環境整備を追加

#### 【内容】

- ・ 安心して自然環境に親しむため、森林公园、自然公園、都市公園、河川公園等における危険木等の伐採・除去、景観の維持と野生動物の侵入防止を目的とした藪の刈払い、植栽木の成長を適切に促す維持管理、木歩道等の修繕・整備等の環境整備を実施します。

[新規]

## 第6 最終案のとりまとめに向けて

「令和8年度以降のいわての森林づくり県民税（素案）」については、今後、県内各地で開催する地域説明会のほか、パブリックコメントなどを通じて、県民の皆様から様々な御意見や御提言をいただくこととしています。

県では、県民の皆様からいただいた御意見や御提言を踏まえ、より効果的な事業内容となるよう検討を重ね、11月に最終案を取りまとめることとしています。

## いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査について

### 1 調査の目的

これまでの「いわての森林づくり県民税」を活用した森林環境を保全するための取組の評価と今後の森林整備等の施策のあり方等の検討に資するため、県民の方々を対象としてその意識と意向を明らかにするため、県民意識アンケート調査を実施。

### 2 調査の内容

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| (1) 調査対象 | 県内に居住する 18 歳以上の男女個人 2,000 人 |
| (2) 抽出方法 | 選挙人名簿から無作為抽出                |
| (3) 調査方法 | 設問票によるアンケート調査（郵送）           |
| (4) 調査時期 | 令和 7 年 1 月                  |
| (5) 回答数  | 1,101 件（回収率 55.1%）          |

### 3 調査結果 ※「本県の森林づくりの方向性」に関する設問結果を抽出

#### (1) 施策の方向性に関して

##### ア 現行の仕組みや使途の継続について

現行の取組を今後も継続することに「賛成」又は「どちらかといえば賛成」とした割合は、回答者の77.8%（前回 R2 : 77.3%）

##### イ 令和 8 年度以降継続する場合の期間について

「現状（5 年）のままでよい」とした割合は、回答者の59.8%（前回 R2 : 53.4%）

##### ウ 令和 8 年度以降継続する場合の負担額について

「現状（1,000 円）のままでよい」とした割合は、回答者の65.5%（前回 R2 : 70.0%）

#### (2) 具体的な施策に関して

##### ア 現在の森林環境保全の取組を今後どのようにすべきと考えるか

主要な使途事業について、「より充実」又は「このまま」継続とする者が、概ね7割を超える結果

間伐による森林環境整備（79.3%）、県民が行う森林づくり活動の支援（74.3%）、  
児童生徒等を対象とした森林環境学習（79.0%）、森林づくりのための啓発・PR（75.5%）、  
いわての森林づくり県民税事業評価委員会の運営（62.0%）

##### イ 令和 8 年度以降継続する場合、使い道として取り組むべきと考える取組は何か

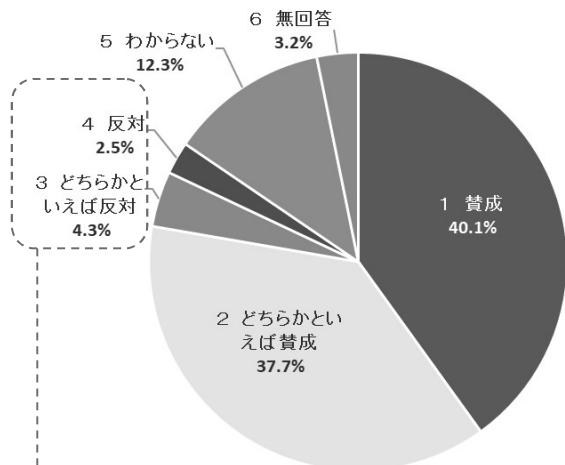
回答者の支持が最も高いものは「クマ等の野生動物の出没の抑制を図るための里山等の整備」（支持率 74.8%）、次いで、「担い手育成」（64.2%）、「県産木材等の利用促進」（55.1%）、「間伐による森林整備」（50.4%）と続く。

# 県民意識アンケート調査結果に見る「今後のいわての森林づくりの方向性」

(「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」結果から)

## 1 施策の方向性について

(1) 現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続するとした場合、どう思うか。



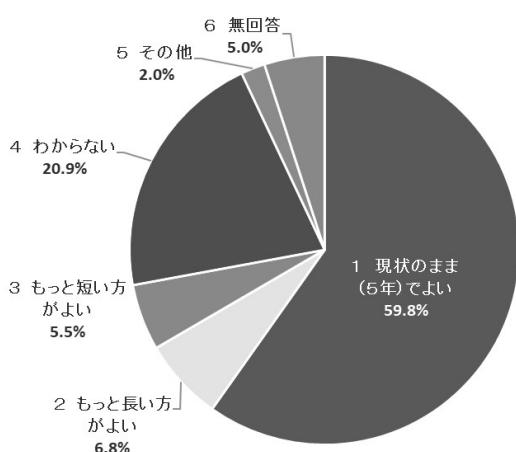
- ①現在の取組を今後も継続する場合に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」とした者は回答者の 77.8%
- ②「反対」又は「どちらかといえば反対」とした者は 6.8%
- ③「わからない」が 12.3%の結果

(2) 継続に反対の理由は何か (反対とする者 6.8%の内数)

現在の森林の状態で問題がないから	7人
森林整備は森林所有者がすべきだから	25人
森林の環境保全に关心がないから	1人
税負担は好ましくないから	48人
施策の内容が適切でないから	8人
その他	13人
わからない	0人
無回答	6人

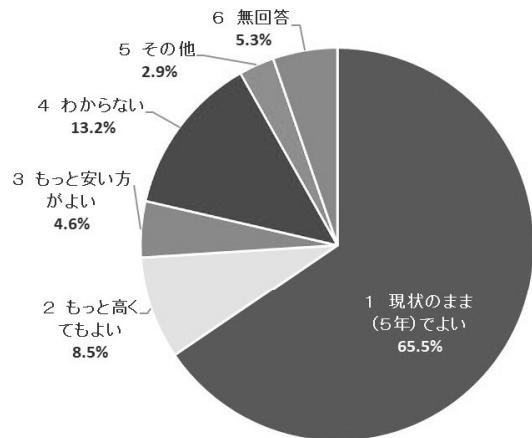
- ①今後の継続に「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した者(6.8%)の理由は、「税負担は好ましくないから」とした者が 48 人 (全回答者の 4.4%)
- ②次いで、「森林整備は森林所有者がすべき」が 25 人(全回答者の 2.3%)の結果

(3) 令和8年度以降、県民税を継続する場合、その期間についてどう思うか。



- ①「現状のまま(5年)でよい」とした者は回答者の 59.8%
- ②「もっと長い方がよい」とする者のうち、最も多い回答は「10年以上20年未満」の40人で、全回答者の3.6%の結果

(4) 令和8年度以降継続する場合、その負担額についてどう思うか。



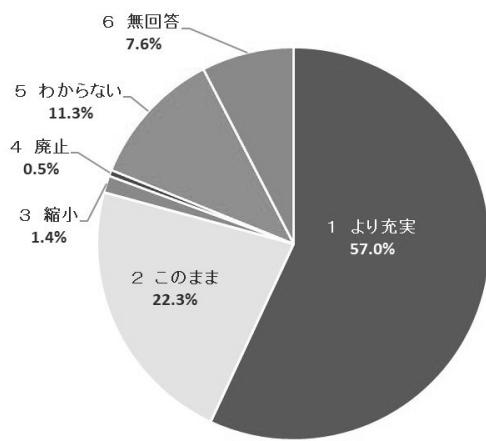
①「現状のまま(1,000円)でよい」とした者は回答者の65.5%

②一方、「もっと安い方がよい」とした者は4.6%で、このうち最も多い回答は「400円から600円未満」の25人で、全回答者の2.3%の結果

## 2 具体的な施策について

(1) 現在の森林環境保全の取組について、今後どのようにすべきと考えるか。

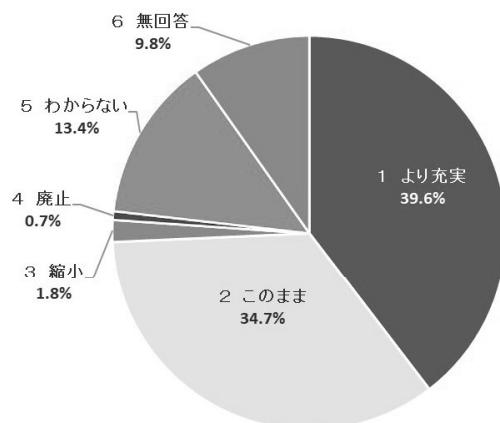
ア 間伐による森林環境の整備（いわて環境の森整備事業）



①「より充実」と回答した者が57.0%、「このまま」とした者が22.3%で、計79.3%の者が当該施策の継続又は充実と回答

②「縮小」又は「廃止」とした者は1.9%の結果

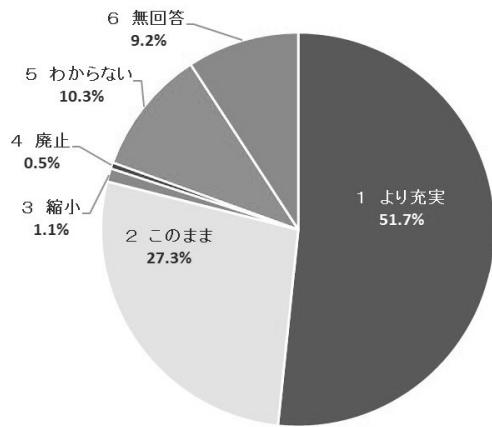
イ 県民が行う森林づくり活動の支援（県民参加の森林づくり促進事業）



①「より充実」と回答した者が39.6%、「このまま」とした者が34.7%で、計74.3%の者が当該施策の継続又は充実と回答

②「縮小」又は「廃止」とした者は2.5%の結果

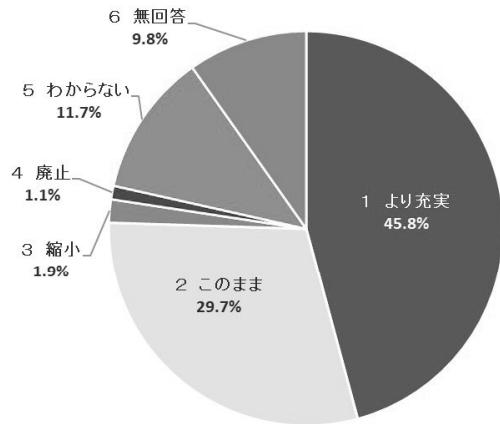
#### ウ 児童生徒等を対象とした森林環境学習（いわて森のゼミナール推進事業）



①「より充実」と回答した者が51.7%、「このまま」とした者が27.3%で、計79.0%の者が当該施策の継続又は充実と回答

②「縮小」又は「廃止」とした者は1.6%の結果

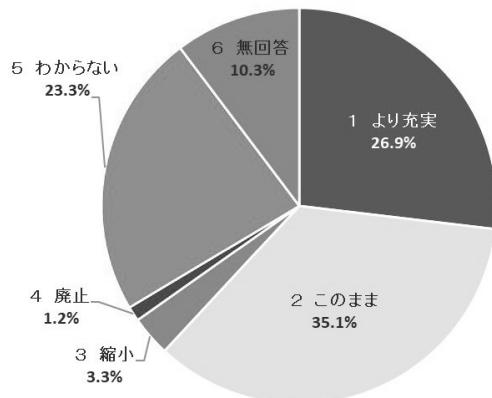
#### エ 森林づくりのための啓発・PR（いわての森林づくり普及啓発事業）



①「より充実」と回答した者が45.8%、「このまま」とした者が29.7%で、計75.5%の者が当該施策の継続又は充実と回答

②「縮小」又は「廃止」とした者は3.0%の結果

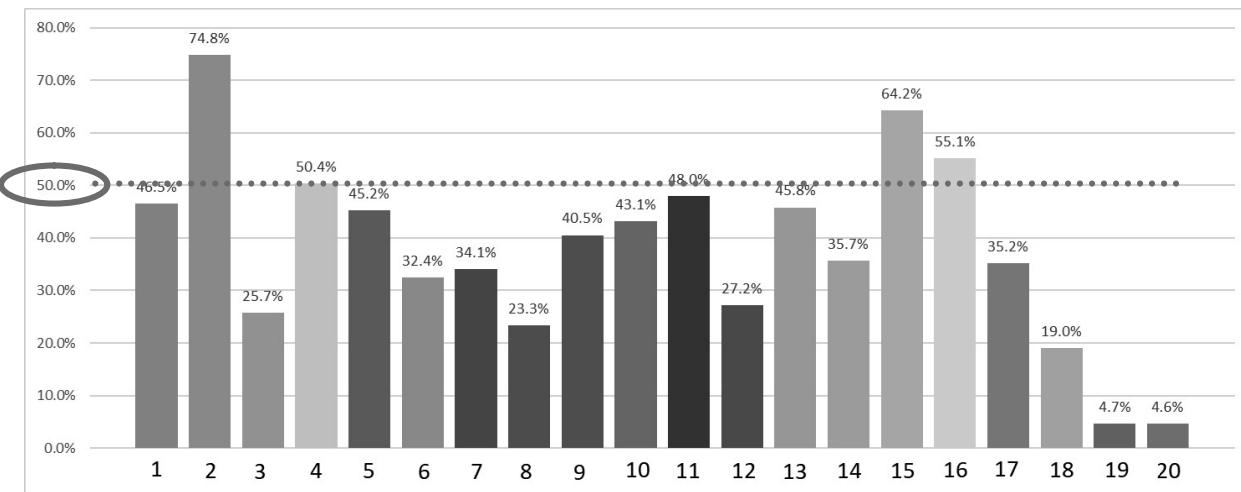
#### オ いわての森林づくり県民税事業評価委員会の運営



①「より充実」と回答した者が26.9%、「このまま」とした者が35.1%で、計62.0%の者が当該施策の継続又は充実と回答

②「縮小」又は「廃止」とした者は4.5%の結果

(2) 令和8年度以降継続する場合、使い道として取り組むべきと考える取組は何か。(複数回答可)



使途として取り組むべきと考えられるものとして、

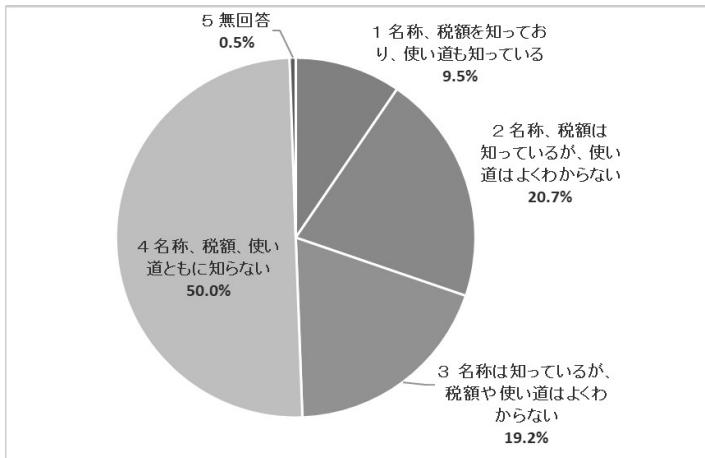
①「クマ等の野生動物の出没の抑制を図るための里山等の整備」が 74.8%と最も高い

②次いで「森林整備を行う担い手育成(64.2%)」、「県産木材等の利用促進(55.1%)」と続く結果

- 1 河川等における危険木の除去
- 2 クマ等の野生動物の出没の抑制を図るための里山等の整備
- 3 県民が森林にふれあえる公園等の環境整備（景観の整備等）
- 4 間伐による森林環境の整備
- 5 伐採後の未植栽地等への造林（苗木の植栽）
- 6 除伐、枝打ち、つる切り等の森林整備（間伐、造林以外）
- 7 花粉の少ないスギ苗木の生産
- 8 森林の整備や管理に必要な作業道等の整備
- 9 シカ等による樹木への食害の防止対策
- 10 松くい虫被害等の森林病害虫対策等
- 11 山火事予防対策（県民への普及啓発や山火事防止機材の整備等）
- 12 ボランティア活動等地域主体の森林づくりの促進
- 13 森林の役割や森林づくりの必要性の普及・啓発（森林・林業の役割等のPR、イベント開催等）
- 14 森林環境学習等による森林とのふれあいの促進
- 15 森林整備を行う担い手の育成
- 16 県産木材等の利用促進
- 17 木質バイオマスエネルギーの利用促進
- 18 木育の促進（木製玩具利用の促進や木製遊具の設置等）
- 19 その他
- 20 無回答

### 3 いわての森林づくり県民税の認知度について

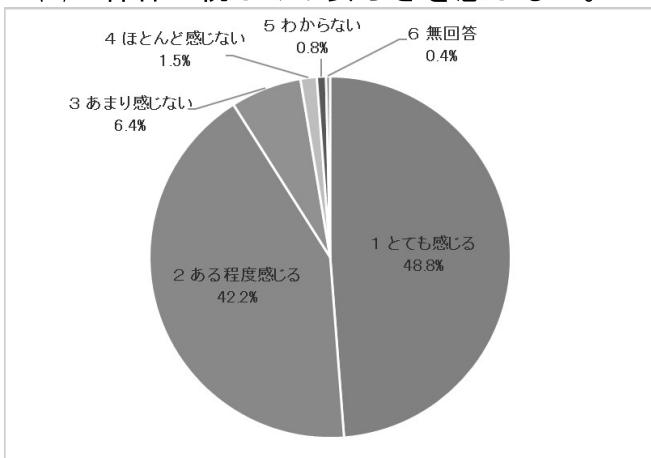
(1) 岩手県が平成18年度に導入した「いわての森林づくり県民税」（個人で年額1,000円を納めていること）を知っているか。



- ①名称を知っているとした者の合計は、  
49.4%  
②「名称、税額、使い道ともに知らない」とした者は50.0%の結果

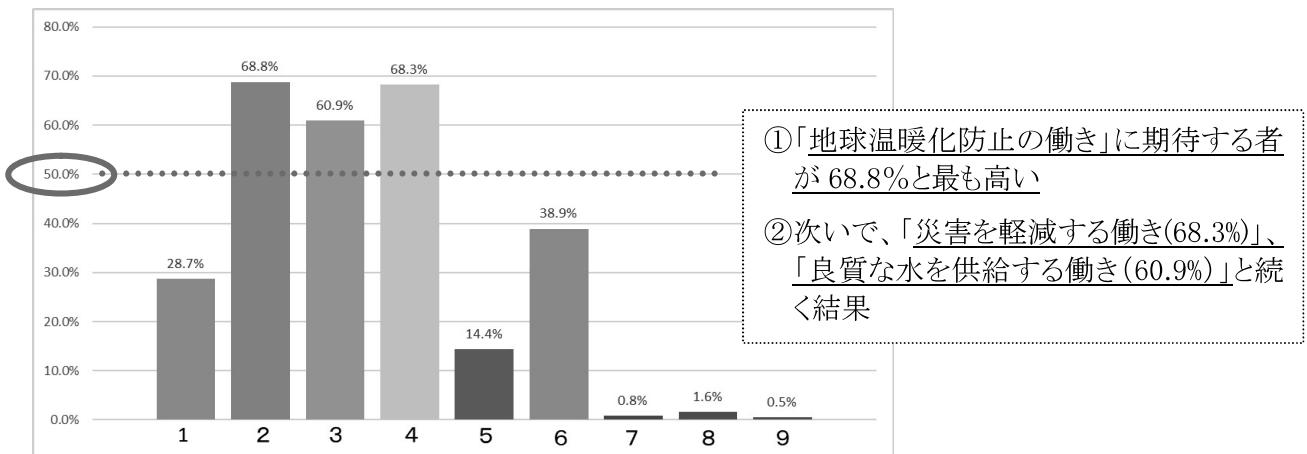
### 4 森林に対する意識について

(1) 森林に親しみや安らぎを感じるか。



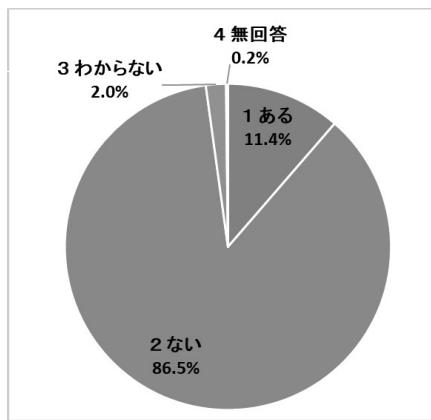
- ①「とても感じる」又は「ある程度感じる」とした者は91.0%  
②「ほとんど感じない」又は「あまり感じない」とした者は7.9%の結果

(2) 森林にどのような働きを期待しているか。 (3つまで回答)



- |                           |                     |
|---------------------------|---------------------|
| 1 木材等を生産する働き              | 6 動植物の生育・生息の場としての働き |
| 2 二酸化炭素の吸収などによる地球温暖化防止の働き | 7 その他               |
| 3 水を蓄え、浄化により良質な水を供給する働き   | 8 わからない             |
| 4 山崩れや洪水などの災害を軽減する働き      | 9 無回答               |
| 5 行楽の場の提供や人に安らぎを与える働き     |                     |
- ※5割を超える項目に下線

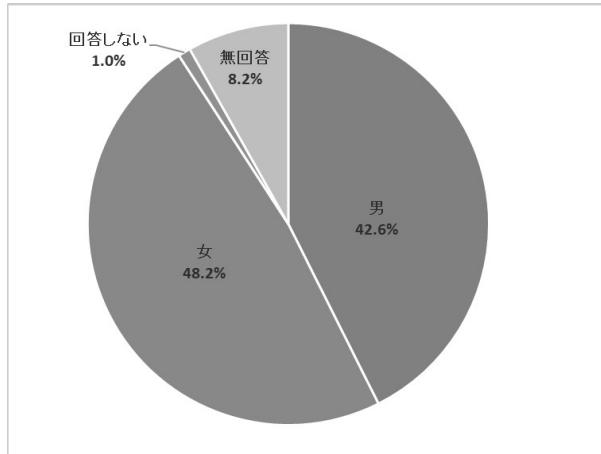
(3) 森林づくりのためのボランティア活動に参加したことはあるか。



- ①「参加したことがない」とした者が86.5%  
②一方、「参加したことがある」とした者は 11.4%の結果

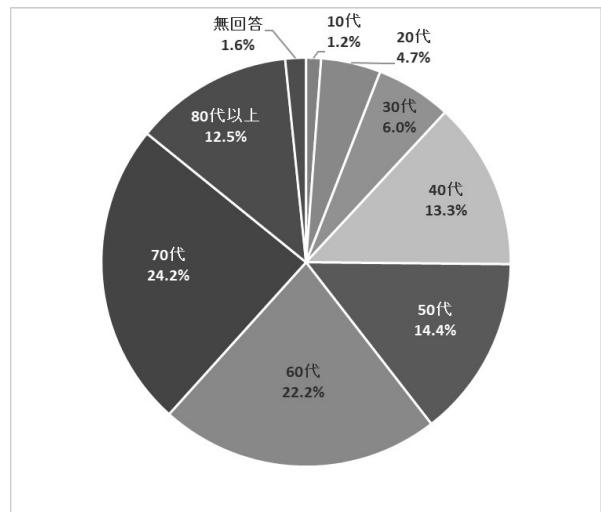
## 5 回答者の概要について

### (1) 回答者の性別



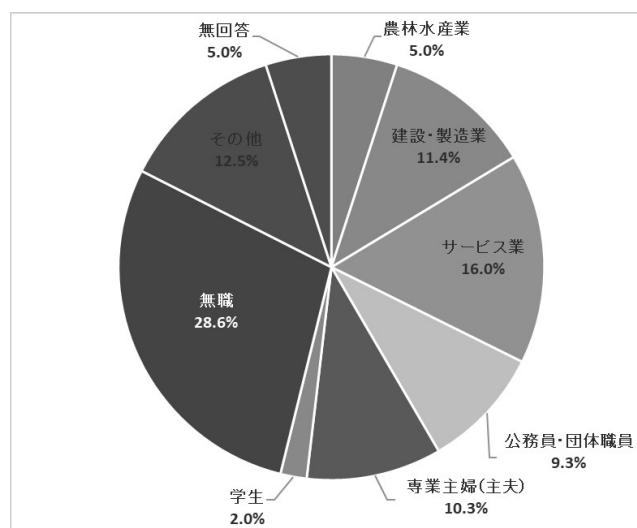
回答者の性別は「女性」が48.2%、「男性」が42.6%の結果

### (2) 回答者の年代



回答者の年代は「70代」が24.2%で最も多く、次いで、「60代(22.2%)」、「50代(14.4%)」、「40代(13.3%)」と続く結果

### (3) 回答者の職業



回答者の職業は「無職」が28.6%で最も多く、次いで「サービス業(16.0%)」、「建設・製造業(11.4%)」、「専業主婦・主夫(10.3%)」、「公務員・団体職員(9.3%)」、「農林水産業(5.0%)」の結果

## 「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について

令和7年3月

いわての森林づくり県民税事業評価委員会

## 目 次

はじめに.....	1
1 これまでの取組の評価.....	2
2 森林・林業を取り巻く情勢.....	11
3 県民等からの意見等.....	18
4 いわての森林づくり県民税と森林環境譲与税の関係性 .....	22
5 第4期終了後の県民税の基本的方向（提言） .....	24

## はじめに

いわての森林づくり県民税を活用した事業の実施に際して、審査・評価や、施策に関する提言を行うことを目的に、第三者機関として「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」が設置されています。

岩手県では、すべての県民が森林から様々な恩恵を受けており、森林は公共的な財産であるという観点に立ち、森林の公益的機能を維持、増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、県民の理解と協力の下に、平成18年度から22年度までを期間とした「いわての森林づくり県民税」制度を創設し、各種施策を実施してきました。

更に、平成23年度から27年度までを第2期、平成28年度から令和2年度までを第3期、令和3年度から令和7年度までを第4期として、節目節目で事業内容を見直しながら、森林環境の保全に係る施策を継続して実施してきています。

当委員会では、今般、これまでの県民税を活用した事業の成果を評価するとともに、県民アンケート調査の結果、県民や県議会からの御意見、さらには森林・林業を取り巻く最近の情勢等を踏まえ、「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について取りまとめ、提言します。

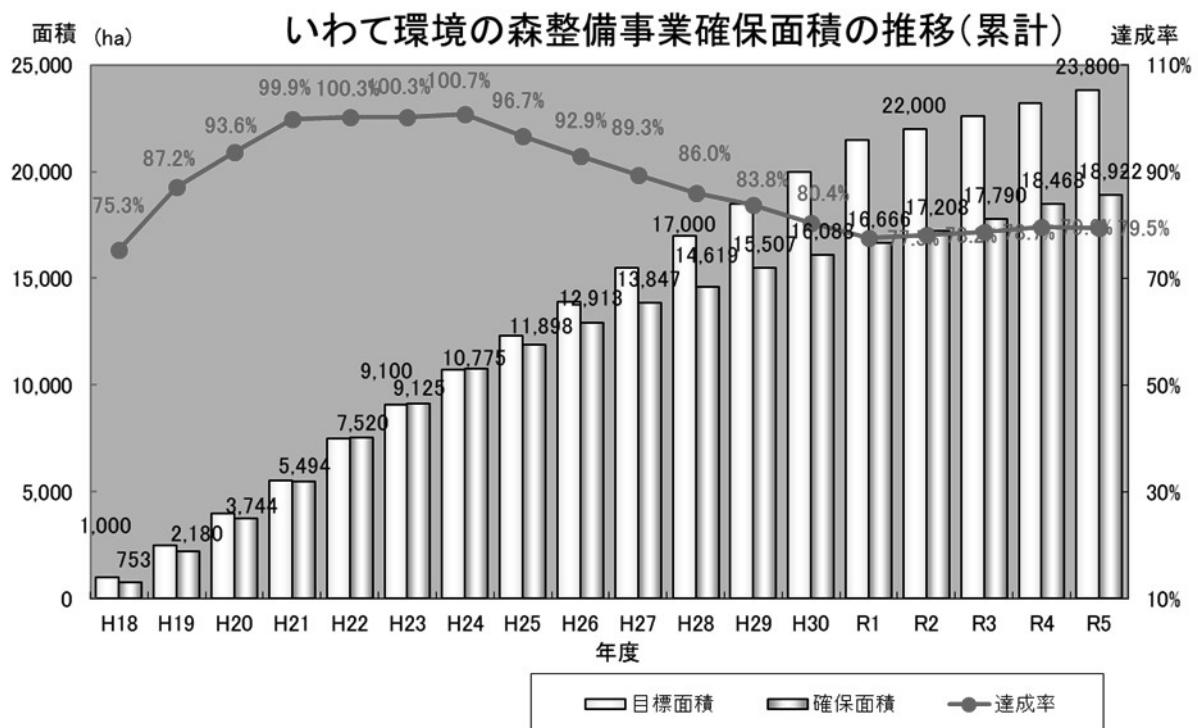
# 1 これまでの取組の評価

## (1) 環境重視の森林づくり

### ア いわて環境の森整備事業

#### 実績

- (ア) 水源の涵養や県土の保全等の森林の公益的機能の維持・増進を図るため、公益上重要で、緊急に整備する必要のある森林について、針葉樹と広葉樹で構成される針広混交林に誘導する強度間伐を平成18年度の事業開始から令和5年度までの18年間で、計画面積23,800haに対して、18,922haの事業対象森林において実施しました。
- (イ) 第2期（平成24年度）から、松くい虫被害先端地域における被害の拡大防止のため、混交林誘導伐とあわせた被害木の駆除を行い、平成24年度に7ha実施しました。
- また、第3期（平成28年度）から、松くい虫被害が継続して発生している地域のアカマツ林の広葉樹林化を進めるため、松くい虫被害まん延地域の景勝地、主要道路及び公共施設の周辺において、枯損木等の伐採を平成28年度から令和5年度までの8年間で、約239ha実施しました。
- (ウ) 第3期（平成28年度）から、ナラ枯れ被害に強い若い森林へ更新し、ナラ枯れ被害の拡大予防を図るため、ナラ枯れ被害の周辺地域において、被害を受けやすい高齢・大径木林の伐採利用を平成28年度から令和5年度までの8年間で、約230ha実施しました。
- (エ) 第4期（令和3年度）から、公益上重要でありながら、更新が図られていない伐採跡地において、公益的機能を高度かつ安定的に発揮する森林を整備するため、植栽や下刈り等を令和3年度から令和5年度までの3年間で、約548ha実施しました。
- (オ) 第4期（令和3年度）から、気象災害による被害を受けた森林において、早期の更新により公益的機能を回復させるため、倒木等の被害木の除去を令和3年度から令和5年度までの3年間で、約5ha実施しました。
- (カ) 第4期（令和3年度）から、森林の公益的機能の回復を図るとともに、人身被害や施設損壊等の二次的被害を防止するため、倒木のおそれのある松くい虫及びナラ枯れ被害による枯死木の除去を令和3年度から令和5年度までの3年間で、約560m<sup>3</sup>実施しました。
- (キ) 第4期（令和3年度）から、奥地に位置する管理の行き届かない森林において、混交林誘導伐、アカマツ林広葉樹林化、森林環境再生造林の事業を効率的に実施するため、作業等に必要な作業道の開設等を令和3年度から令和5年度までの3年間で、5,471m実施しました。



## 評価

(ア) 公益上重要でありながら、これまで放置されていた森林が着実に整備され、水源のかん養などの公益的機能が発揮されています。

近年は、国産材の需要の高まりによる主伐等の素材生産と、その伐採跡地で行う造林や下刈りの作業の増加による労務不足に加え、整備する森林が奥地化していること、また、1施工地当たりの面積が減少傾向にあり、面的な森林の確保が難しくなっています。

(イ) 松くい虫被害の発生地域は拡大傾向にあるため、引き続き、被害先端地域の被害木の徹底駆除に加え、被害まん延地域では、アカマツ以外の樹種への転換を進める必要があります。

(ウ) 本県の民有林面積の約半分は広葉樹であり、シイタケ、木炭、パルプチップなどの地域産業と深い関わりを持っており、これらの生産が盛んな北上高地や沿岸北部地域へのナラ枯れ被害の拡大が懸念されています。

被害が発生している周辺地域においては、引き続き、いわて環境の森整備事業（ナラ林健全化）によるナラ枯れに強い広葉樹林への更新を促進する必要があります。

(エ) 公益上重要でありながら、更新が図られていない伐採跡地は未だ存在するため引き続き、植栽の必要があります。

植栽に当たっては、春植栽及び秋植栽とも苗木が活着不良とならないよう適期に植栽を行うとともに、必要に応じ植栽箇所の下刈りを行う必要があります。

シカの食害が懸念される箇所への植栽に当たっては、獣害から森林を守るための食害防止ネット柵の設置等の必要があります。

- (オ) いわて環境の森整備事業（被害森林再生）を活用し、気象被害があった森林の速やかな再生を促進する必要があります。
- (カ) 松くい虫及びナラ枯れ被害の二次的被害を防止するため、引き続き、枯死木を速やかに除去する必要があります。
- (キ) 奥地化している混交林誘導伐等を推進していくためには、作業道整備が必要であり、実施した作業道施工地をモデルとして普及しながら、引き続き、森林作業道整備に取り組んでいく必要があります。

#### 【参考】平成 18 年度～令和 5 年度事業実施の効果（試算）

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しております、私たちの生活と深くかかわっています。

「いわて環境の森整備事業」で整備した森林のうち、評価が可能な一部の機能について、「林野公共事業における事前評価マニュアル（林野庁）」を用いて試算した結果は次のとおりです。

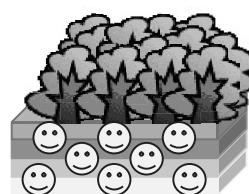
##### （1）整備した森林（18,922ha）による効果 …… 約 917 億円の効果

###### ① 水源かん養機能の向上 …… 約 756 億円の効果 ※1

⇒ 約 1,275 万 kℓ の水資源を新たに貯留

[⇒ 約 13 万 1 千人の年間生活用水量に相当]

※1：ダムによる洪水量調整や水道代金等のコストで代替した場合



###### ② 土砂流出防止機能の向上 …… 約 125 億円の効果 ※2

⇒ 年間 35 万 m³ の土砂流出を抑止

[⇒ 年間あたり、小学校の 25m プール 930 杯分の土砂に相当]

※2：ダムによる土砂を保全するコストで代替した場合

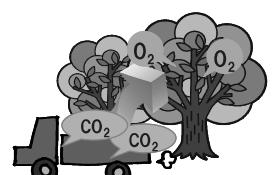


###### ③ 二酸化炭素吸収効果 …… 約 36 億円の効果 ※3

⇒ 42,900 t / 年の二酸化炭素を吸収

[⇒ 自家用車 約 1 万 9 千台が 1 年間に排出する CO₂ の量に相当]

※3：火力発電所で二酸化炭素を分離回収するコストで代替した場合



## イ 花粉症対策等採種園整備事業

### 実績

花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉の少ないスギ等の苗木の安定供給に必要な花粉症対策スギミニチュア採種園及びカラマツ特定母樹採種園の整備を進めています。

### 評価

引き続き、旧採種園の伐採、整地・施肥、植栽等による、花粉症対策スギミニチュア採種園及びカラマツ特定母樹採種園の計画的な造成が必要です。

## ウ 林野火災予防対策事業

### 実績

林野火災から県民共通の財産である森林を守るため、テレビ・ラジオCM等による、県民に対する林野火災予防の普及啓発のほか、林野火災予防パトロールなどを行うボランティア団体の活動支援を行いました。

### 評価

引き続き、林野火災から県民共通の財産である森林を守るため、林野火災を未然に防ぐ広報宣伝活動や地域で取り組む防火活動を支援する必要があります。

## (2) 森林との共生

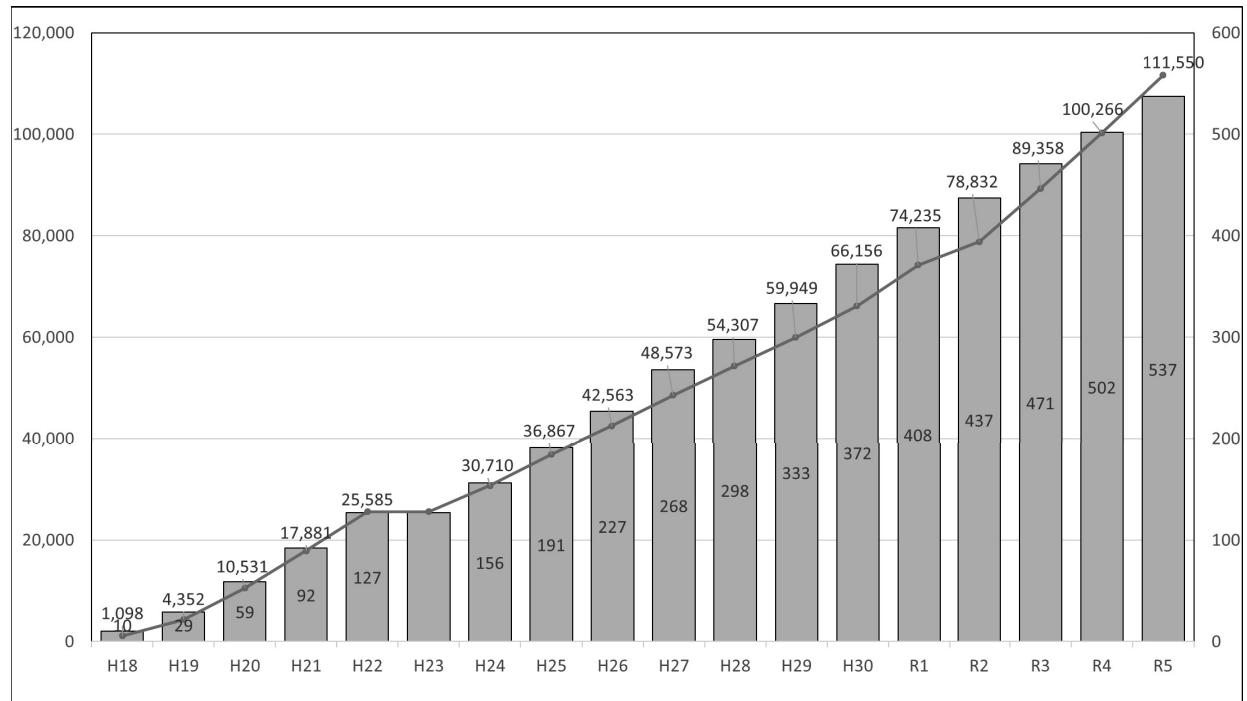
### ア 県民参加の森林づくり促進事業

### 実績

- (ア) 地域住民や各種団体等が主体的に取り組む、森林づくり活動や森林の手入れを行う人材育成活動を支援することにより、県民の森林づくりへの参画を促進しました。また、森林環境学習や広く県民が利用する施設への県産木材・木製品の整備等を通じ、森林環境保全に対する県民の理解の醸成を図りました。
- (イ) 平成18年度の事業開始から令和5年度までの18年間（平成23年度は東日本大震災津波の影響で休止）で、活動団体数は延べ537団体、活動参加者では、約11万人の県民が森林づくりに参画しました。
- (ウ) 第4期の令和3年度には、『森林資源を沿岸被災地の支援のために活かす活動』（被災地先行枠）を県産材利用促進活動（通常枠）へ統合しました。

また、令和6年度には、野生鳥獣対策等の観点から、里山林の整備をより効果的なものとするため、附帯的に行われる公益林以外での藪の刈払い等も対象活動に拡充しました。

## ○ 県民参加の森林づくり促進事業実績



(エ) 県民参加による森林づくりを推進し、植樹や育樹活動を行い、森林の恵みに感謝する行事として、平成 19 年度から「いわての森林の感謝祭」を開催（平成 23 年度は東日本大震災津波の影響で中止）してきました。

### 評価

- (ア) 県民ニーズを踏まえ、企画募集の時期や支援対象の活動等の見直し（拡充）を図りながら、第 1 期から継続して多様な活動を全県で支援したことにより、森林への理解と県民の森林づくりへの参画が促進されました。
- (イ) 事業を通して、より多くの県民が主体的に森林づくりに参画する機会を提供し、県民の森林環境保全への理解醸成を図るため、引き続き、事業を実施していく必要があります。

## イ 森林・山村多面的機能発揮対策事業

### 実績

森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者、地域住民等が協力して実施する森林の保全活動や山村地域の活性化に資する取組に対して支援を行い、令和3年度から5年度までの3年間で、123団体（延べ258団体）が事業に取り組み、本事業の目的である、森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組が着実に実行されました。

主な活動実績は、地域環境保全タイプ（里山林整備等）2,309ha、森林資源利用タイプ（薪炭利用の伐採等）534ha、森林機能強化（森林作業道の開設）10,598mとなりました。

### 評価

本事業の実施を通して、荒廃していた里山林等の景観改善や、薪炭材など森林由来の資源の利用促進が図られました。

引き続き、各地域の活動が、森林の多面的機能の発揮や、山村地域のコミュニティの維持・活性化が図られるよう、地域における積極的な活動を支援する必要があります。

## ウ 「木育の推進等につながる県産木材活用」の取組み

### 実績

県民向け施設等への県産木材活用の促進を図ることにより、県産木材の温もりや心地よさなどを感じてもらいながら、木材利用の意義や森林づくりへの理解醸成、環境整備の普及強化を図ることを目的に、県庁各部局による県民税を活用した木育推進につながる取組を行いました。

令和3年度から5年度までの3年間で、教育施設や公共施設において、県産木材を活用した木製品の導入や、不特定多数に向けた展示や案内板の設置等を通じた環境整備等28事業で、木育の推進や県産材利用促進につながる取組を実施しました。

### 評価

事業を実施した施設等においては、木製品導入等により、県産木材の温もりや心地よさなどを感じてもらうことが出来ているほか、県民税の焼き印やシール、パンフレットの配架等により、いわての森林づくり県民税の情報発信などの、普及啓発を行っています。

引き続き、県民が県産木材に触れる機会を提供し木育を推進する必要があります。

## **エ いわて森のゼミナール推進事業**

### **実績**

森林・林業に対する理解の醸成を図るため、児童生徒をはじめ、広く県民の方々を対象として、森林・林業に関して学習する機会を提供しました。

平成 20 年度から開始した児童・生徒を対象とする「森林環境学習会」には、これまでに延べ 364 校 9,669 人が参加しているほか、平成 22 年度から開始した地域の自発的な森林環境学習の取組を支援する「森の実践ゼミナール」及び令和 3 年から開始した「森林環境学習指導者研修会」には、地域活動をリードする指導者や自主的に活動する地域住民など延べ 939 人が参加しました。

### **評価**

「森林環境学習会」では、森林インストラクター等の指導により、児童・生徒が森林の働きやその果たす役割を学んでいます。

「指導者研修会」では、活動事例紹介、現地研修や情報交換等を通じて、県内各地における森林環境学習の活動を実践するリーダーの資質向上が図られています。

引き続き、森林環境について学習する機会を提供するため、児童生徒等を対象とした森林環境学習会等の開催を継続していく必要があります。

## **オ 森林公園機能強化事業**

### **実績**

広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育拠点施設である森林公園の機能強化を実施しました。

令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間で、就学前の幼児等も楽しみながら木とふれあうことができる木育スペースの整備や、遊歩道等のバリアフリー化、外国人利用者向けの外国語表記の案内板の設置などの施設整備を行いました。

また、整備した施設を活用して木育イベント等を開催し、家族連れを中心とした幅広い年齢層の利用を促進したほか、県や指定管理者の SNS 等による情報発信を行いました。

### **評価**

令和 6 年 10 月末時点の森林公園全体の利用者数は、事業開始前（令和 2 年度 10 月末時点）の 109% となる 98,001 人に増加しています。

特に、木育スペースの整備により施設利用者が増加し、同時期の施設利用者は、事業開始前（令和 2 年度 10 月末時点）の 115% の 24,986 人となるなど、リニューアルの効果が見られました。

森林公園の施設内には、設置当時のまま更新されていない展示もあることから、森林環境教育の拠点としての機能を發揮するため、引き続き、森林公園のリニューアルに取り組んでいく必要があります。

## 力 全国植樹祭の開催

### 実績

全国植樹祭の開催（令和5年）準備から当日の開催を通じて、森林・林業の役割や重要性のほか、県民税の趣旨や取組について積極的に発信したことにより、森林環境保全に対する県民意識の醸成が進み、豊かな森林を守り、育み、次の世代を担う子どもたちへと、確実に繋いでいく契機とすることことができました。

### 評価

緑の少年団や中学生・高校生、林業に携わる若者などが、岩手の豊かで多様な森林・林業の素晴らしさや、復興支援に対する感謝の気持ち、緑豊かな森林を引き継いでいく決意を力強く発信するなど、本県ならではの特色ある有意義な大会を開催することができました。

全国植樹祭の開催を契機として、健全で豊かな森林を次世代へ引き継いでいくため、県民総参加による森林づくりと、森林資源の循環利用等による森林の公益的機能の増進、林業の持続的で健全な発展に向けた取組を推進する必要があります。



天皇陛下お手植え



招待者記念植樹



お野立所

## **キ いわて森林づくり推進人材育成事業**

### **実績**

地域における森林整備活動を推進するため、公益的機能の維持増進に向けた森林の整備・保全等に関する幅広い専門知識と技術を有し、地域に根ざした関係者の合意形成等を図る人材育成研修をはじめ、合意形成に必要なコミュニケーション研修、森林整備活動における安全指導研修等を実施しました。

### **評価**

環境重視の森林づくりに関する研修等を修了し、かつ、その他の要件を満たした者を「いわて森林づくりコーディネーター」として認定しました。

## **ク いわて森林づくり普及啓発事業**

### **実績**

- (ア) 森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、テレビ・ラジオCM、新聞広告、パンフレット等の多様な手法で情報発信し、県民の森林づくりに係る関心を高めるとともに、「いわての森林づくり県民税」の認知度向上に努めました。
- (イ) 令和5年度に実施した「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」では、「いわての森林づくり県民税」の認知度は、約49%となりました。

### **評価**

- (ア) 県民税の認知度の目標は70%ですが、普及啓発に努めた結果、年々認知度は向上しています。
- (イ) 森林の役割や重要性のほか、県民税の趣旨や取り組み等について、引き続き、森林所有者や県民に対し周知・情報発信し、事業の推進や森林づくりに係る関心を高めるための普及啓発を行う必要があります。

## **(2) いわての森林づくり基金の残高**

### **実績**

施工対象地の奥地化や、近年の木材需要の高まりによる主伐等の素材生産と、その伐採跡地で行う造林や下刈りの作業が増加していることから、事業対象森林の確保面積が減少傾向となった結果、基金取崩額が税収（基金積立額）を下回る状態が続いていましたが、第4期以降は、使途の拡大等により、基金取崩額が税収を上回り、令和5年度末現在の基金残高は、約13億5千万円となっています。

### **評価**

引き続き、森林環境の保全に関する施策を推進するため、基金を有効に活用していく必要があります。

## 2 森林・林業を取り巻く情勢の変化

### (1) 社会情勢の変化

ア 平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、2016 年から 2030 年までの間に取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が盛り込まれ、持続可能な森林経営の推進が重要なターゲットとなっています。

また、国では、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指し、大気中の温室効果ガスの吸収源としての森林の役割に期待を寄せているほか、こうした森林の役割は、生物多様性の保全など、ネイチャーポジティブ\*の実現にも寄与するものと考えられます。

このような考え方は、本県の豊かな森林環境を良好な状態で次の世代に引き継ぐことを目的とする「いわての森林づくり県民税」の考え方と相通じるものとなっています。

イ 一方、日本の人口は、平成 20 年の約 1 億 2,800 万人をピークとして、減少局面に入っており、特に森林・林業を支える山村は、高齢化・人口減少等が他地域に先駆けて進行し、集落機能を維持することが困難な地域もあるなど、厳しい状況に置かれています。

ウ このため、森林の有する水源かん養や県土保全等の公益的機能の維持増進と持続的な発揮に資するための取組の重要性は一層高まっています。

### (2) 森林・林業を取り巻く情勢の変化

本県民税の創設から 20 年が経過しようとしており、当初想定していなかった森林・林業を取り巻く情勢の変化により、新たな課題への対応が求められる状況が生じています。主な情勢の変化は以下のとおりです。

#### ア 森林資源の本格的な利用期の到来

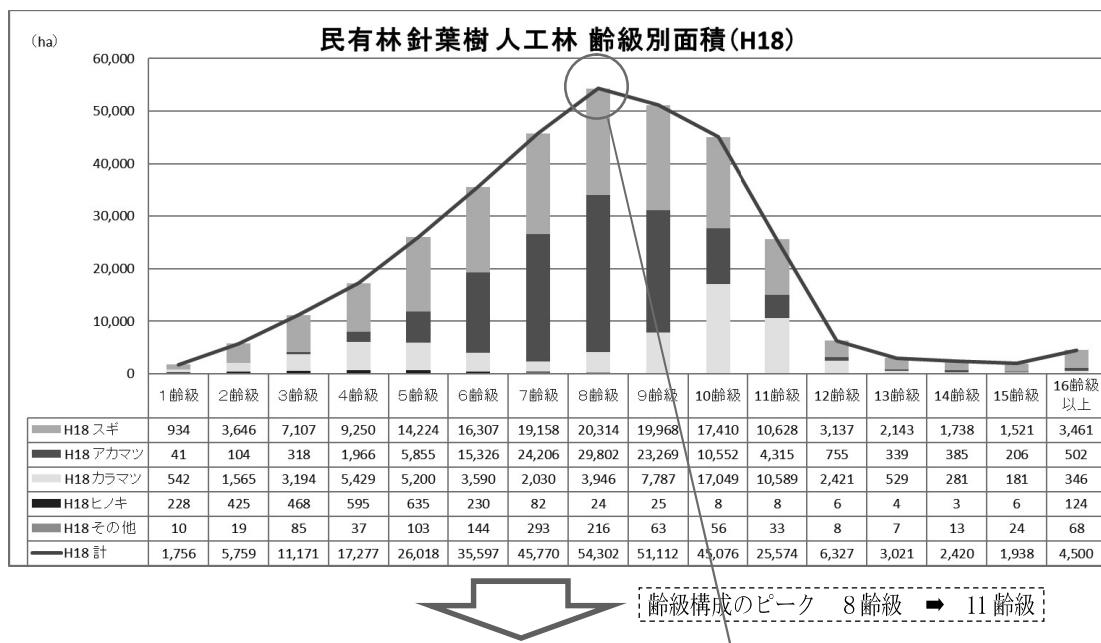
(ア) 民有林の人工林の齢級構成は、平成 18 年度では 8 齢級（36～40 年生）がピークでしたが、令和 5 年度では 11 齢級（50～55 年生）にピークがシフトし、高齢化が進んでいます。

なお、令和 5 年度の齢級構成では、間伐が必要な 7 齢級から 10 齢級（31～50 年生）の林分が 36%、伐期を迎える 11 齢級（51 年生）以上の林分が 56% と、森林資源が充実し、主伐の時期を迎えた林分が増えています。

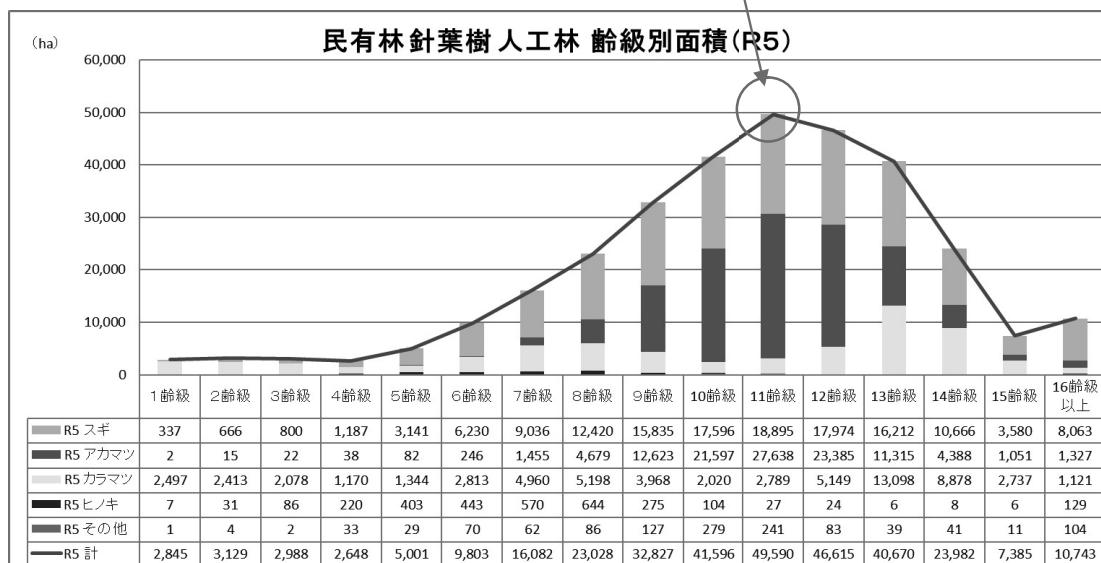
\* ネイチャーポジティブ：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。2022 年 12 月の国連生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において新たな国際目標が設定され、2030 年までに「ネイチャーポジティブ」を実現させる方向性が示された。

これを受け、国は、森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全、生物多様性に配慮した林業の推進、国内森林資源の持続的な有効活用を通じた貢献などの施策の方向性を示した。

○ 平成 18 年度民有林針葉樹人工林齡級別面積（県民税創設時） (単位 : ha)



○ 令和 5 年度民有林針葉樹人工林齡級別面積 (単位 : ha)



(イ) 近年は、国産材需要の高まりや、高性能林業機械の導入等による素材生産体制の強化により、伐採面積は増加基調にありますが、再造林率は約 4 割にとどまるなど、森林の適切な更新を図る必要があります。

○ 直近 3 か年平均の再造林率

年 度	直近 3 か年平均 (R2~4)
人工林伐採面積 (推定値)	1,941ha
再造林面積	882ha
再造林率	45%

(ウ) 森林所有者の高齢化、不在村化が進行し、再造林・下刈り後の除伐等が実施されず、1～4歳級の若齢の整備手遅れ林分が多数発生しています。



## イ 森林被害等の増加

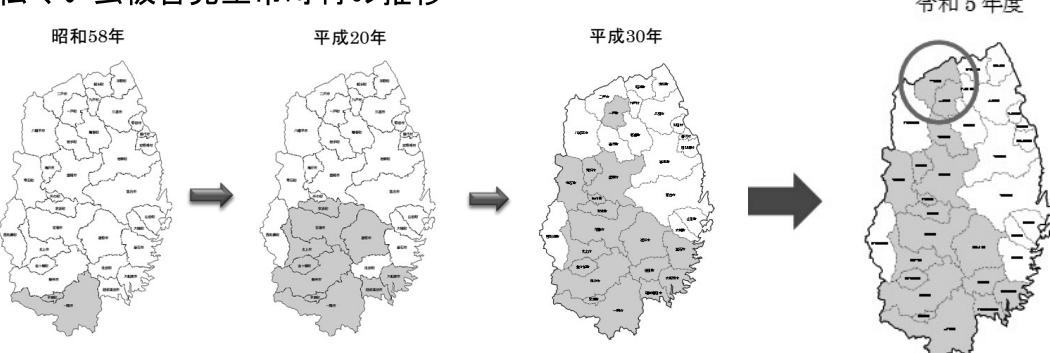
### (ア) 松くい虫の被害区域の拡大

県内の松くい虫被害は、昭和54年に一関市で初めて松くい虫被害が確認されて以降、徐々に被害が北上してきました。

平成20年以降は、急速に被害が拡大し、令和5年度末時点では、内陸部は二戸市まで被害が確認されています。

被害まん延地域では、松林の樹種転換により将来的な感染源を減らすとともに、景観を損ねたり、人身や施設に加害する恐れの高い枯損木を速やかに処理する必要があります。

### ○ 松くい虫被害発生市町村の推移



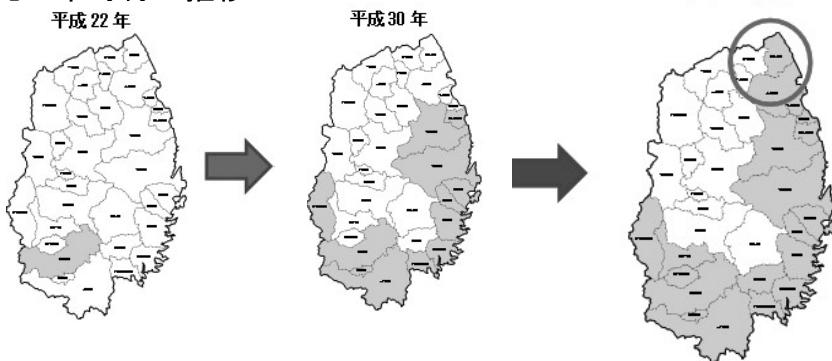
### (イ) ナラ枯れ被害区域の拡大

内陸部のナラ枯れ被害は、平成22年に奥州市で初めて確認され、北上市まで被害が確認されています。

沿岸部では、平成25年に大船渡市で被害が確認されて以降、急速に拡大し、令和5年度時点では、洋野町まで被害が確認されています。

伐倒くん蒸と併せ、被害を受けやすい高齢大径のナラ林については、積極的に伐採を利用して、被害に強い森林への更新を促進する必要があります。

### ○ ナラ枯れ被害発生市町村の推移

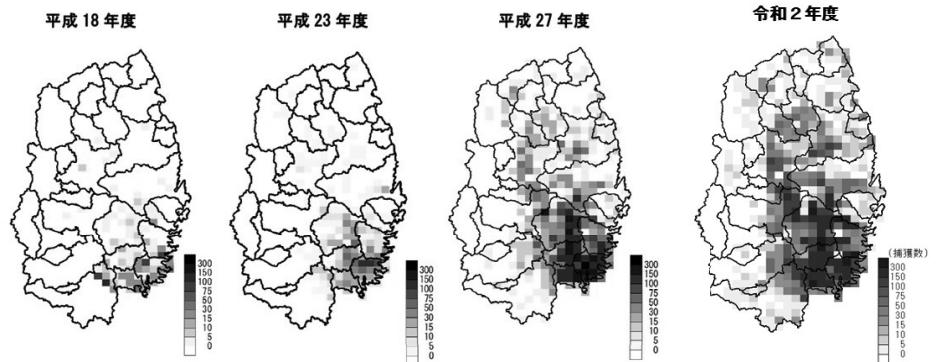


### (ウ) シカ被害区域の拡大

シカの捕獲情報によると、秋田県境に位置する一部の市町村を除き県内のほぼ全域で捕獲されていることから、ほぼ県内全域にホンシュウジカが生息している状況です。

防護柵や忌避剤散布、食害防止チューブの設置などにより、シカ被害の対策を行う必要があります。

### ○ ホンシュウジカ生息域の推移



【出典】岩手県第6次シカ管理計画（岩手県環境生活部自然保護課）より抜粋

### (エ) 林野火災被害

林野火災発生状況は、数年毎に大規模な火災が発生しています。発生原因は、野焼き、たき火等の人為的な原因が多くを占め、春先は山菜取りなどの入山者も増加することから、農家や入山者へ注意喚起を行う必要があります。

また、火災が発生した場合、初期消火活動や復旧に資する路網を整備する必要があります。

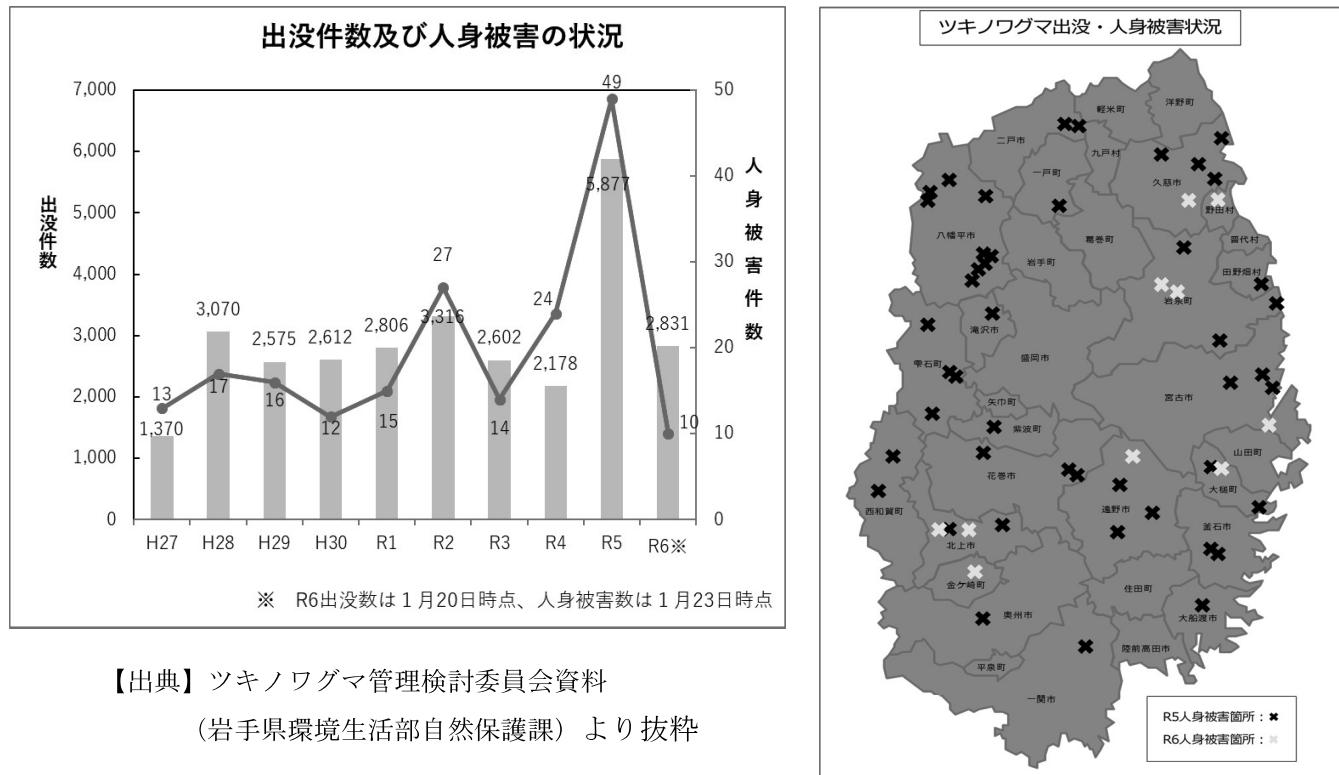
### ○ 林野火災発生状況

(単位：件、ha)

年次	H18	R1	R2	R3	R4	R5
件数	26	59	38	26	30	28
面積	4.66	8.8	14.9	3.4	10.5	4.1

## (才) 荒廃した里山を隠れ家とする野生動物の生活圏への出没の増加

県内各地でツキノワグマの出没や人身被害が発生し、令和5年度は、過去最も多い状況となっています。



【出典】ツキノワグマ管理検討委員会資料

(岩手県環境生活部自然保護課) より抜粋

## (力) 激甚化する気象災害等による流木被害の増加

近年、県内各地において、度重なる大雨災害などに見舞われる中、土砂流出の防止や水源かん養などの多面的な機能を有する森林の整備と保全の重要性が一層高まっていることから、健全な森林の育成を進め、災害に強い県土づくりに貢献していく必要があります。

また、大雨時における流木被害が増加していることから、流木被害の予防対策が必要です。

### 【写真 令和6年8月27日から29日発生豪雨災害】



## ウ 森林に対する意識等の変化

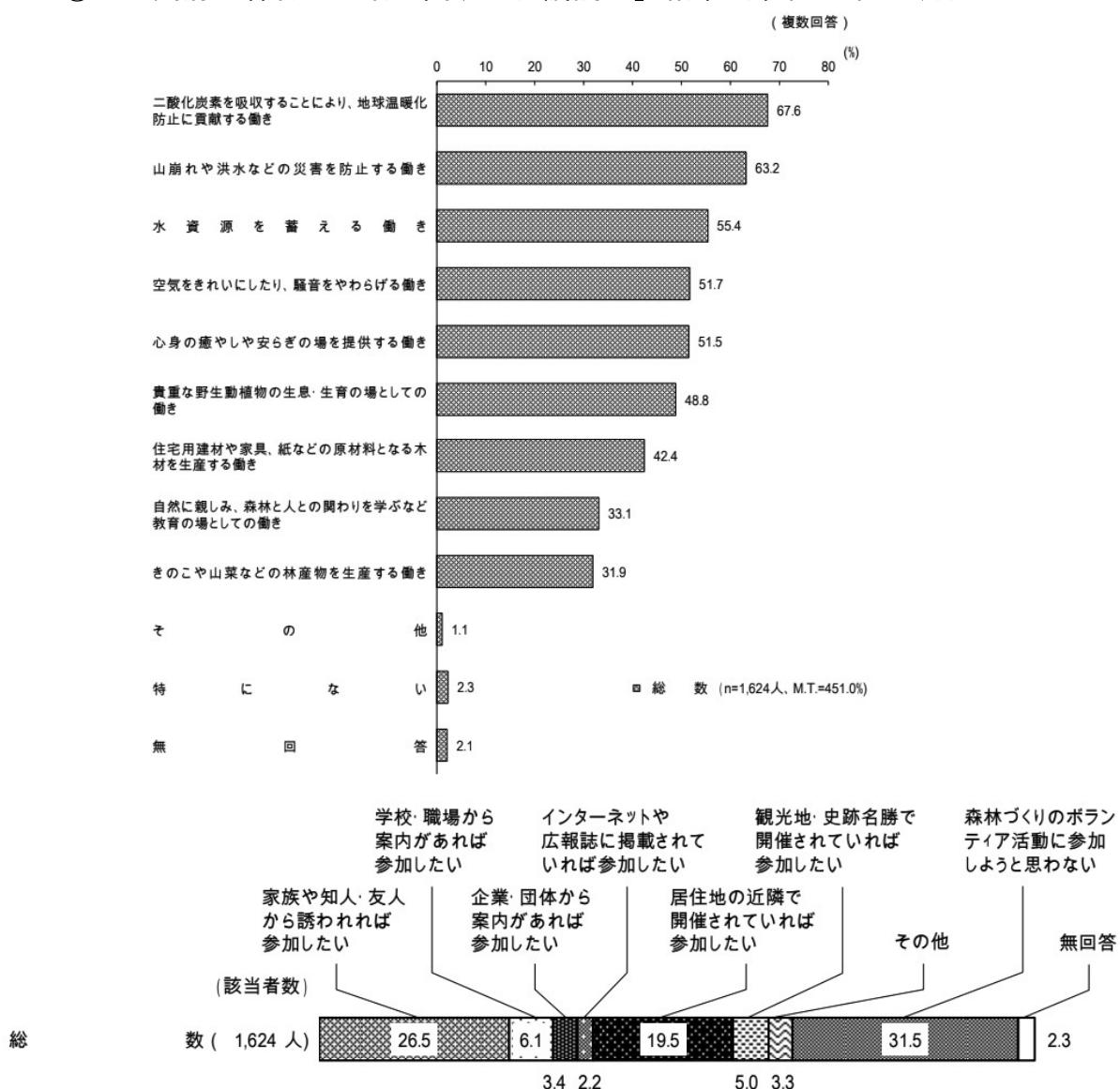
内閣府が令和5年10月に行った「森林と生活に関する世論調査」によれば、森林に期待する働きとして、68%が「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」、63%が「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」、49%が「貴重な野生動植物の生息・生育の場としての働き」、42%が「住宅用建材や家具、紙などの原材料となる木材を生産する働き」を選択しています。

このように、2050年カーボンニュートラルのほか、ネイチャーポジティブの実現に向け、森林の適切な管理や身近にある森林空間の重要性に対する認識が高まっています。

また、木材利用の公益的な意義が浸透してきており、建築物等への国産材の利用の機運が高まっています。

一方、森林づくりのボランティア活動については、32%が「参加しようと思わない」と回答しており、本県の豊かな森林環境を県民みんなで支えるためには、県民が森林づくり活動へ進んで参画するような働きかけを行う必要があります。

### ○ 内閣府「森林と生活に関する世論調査」結果（令和5年10月）



## エ 森林環境税・森林環境譲与税の創設

### (ア) 森林経営管理制度の創設

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のため、平成30年5月に「森林経営管理制度」が成立し、新たな森林管理システム（森林経営管理制度）がスタートしました。

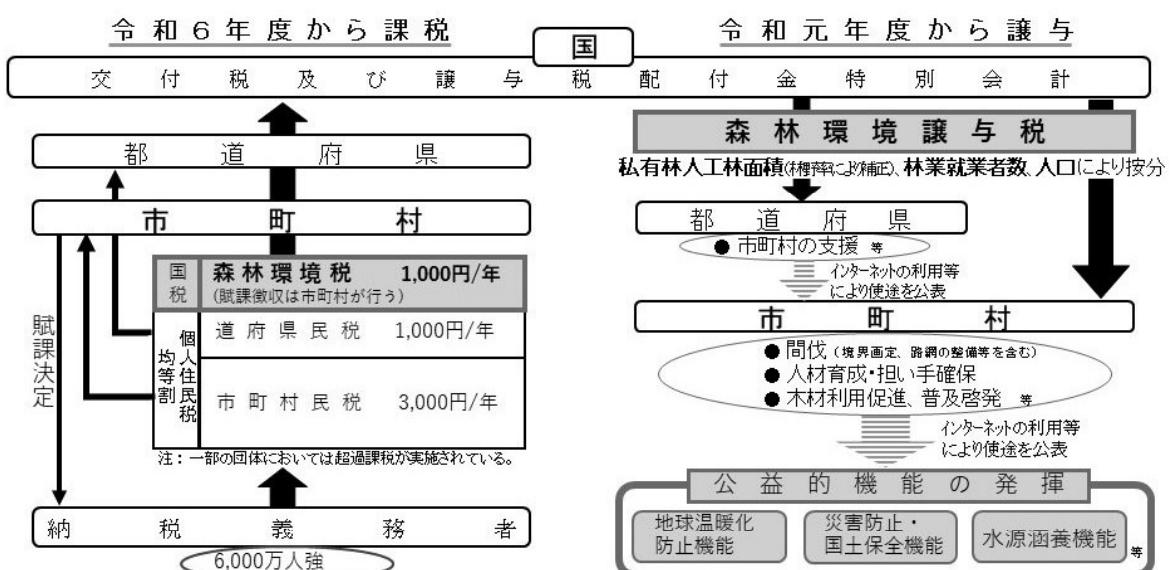
### (イ) 森林環境税及び森林環境譲与税の創設と徴税の開始

森林経営管理制度の創設に合わせ、市町村が実施する森林整備等の財源として、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年度から、市町村や県に対して「森林環境譲与税」の譲与が開始され、令和6年度から森林環境税の徴税が開始されています。

### ○ 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

#### 森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分担して森林を支える仕組み



### 3 県民等からの意見等

#### (1) 県民

##### ア アンケート調査の結果等

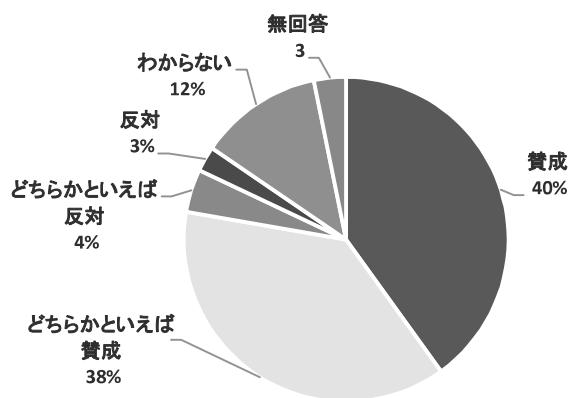
「いわての森林づくり県民税」の今後の方向性について、県民の意向を明らかにするため、令和6年11月から12月、県民2,000名（無作為抽出）を対象に「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」を実施しました。

アンケート調査では、約78%の方が継続に賛成し、令和8年度以降も県民税が継続する場合、その期間については、約60%の方が現状と同じ5年でよいと回答しました。課税額については、約65%の方が現状と同じ年間千円でよいと回答しました。

また、県議会では、河川等における危険木の除去、鳥獣害対策、自伐型林業事業体への支援などについて、「いわての森林づくり県民税」の使途を拡大して対応すべきとの意見が出されています。

## ○ 県民アンケートの概要

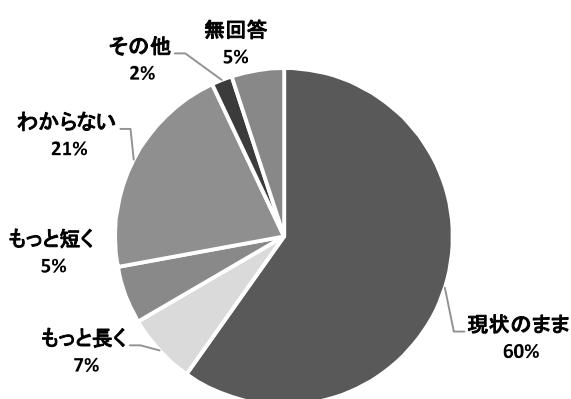
### 【継続について】



現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続するとした場合、どう思いますか。

- ①現在の取組を今後も継続する場合に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」とした者は回答者の約78%
- ②「反対」又は「どちらかといえば反対」とした者は約7%
- ③「わからない」が約12%の結果

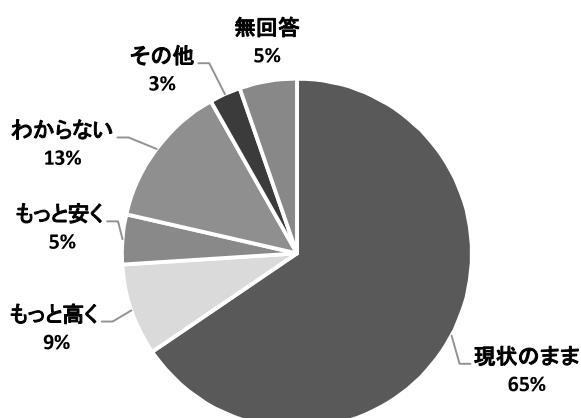
### 【期間について】



令和8年度以降、県民税を継続する場合、その期間についてどう思いますか。

- ①「現状のまま(5年)でよい」とした者は回答者の約60%
- ②「もっと長い方がよい」とする者の中、最も多い回答は「10年以上20年未満」の40人で、全回答者の約4%の結果

### 【課税額について】



令和8年度以降継続する場合、その負担額についてどう思いますか。

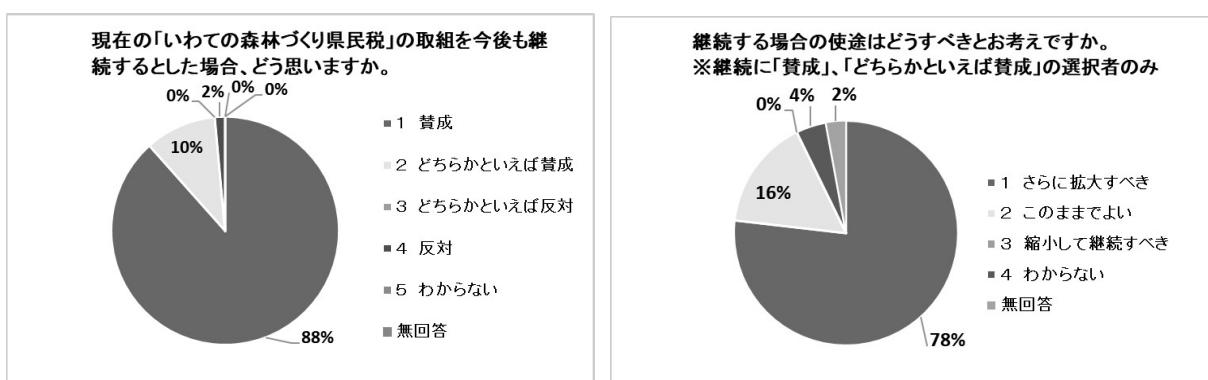
- ①「現状のまま(1,000円)でよい」とした者は回答者の約65%
- 一方、「もっと安い方がよい」とした者は約5%で、このうち最も多い回答は「400円～600円未満」の25人で、全回答者の約2%の結果

## イ 県民懇談会の結果

「いわての森林づくり県民税」の今後の方向性について、広く県民や関係団体等から意見を伺うため、令和6年9月に県内4箇所で「県民懇談会」を開催しました。

懇談会では、「今後の継続を希望する意見」が多数寄せられたほか、「河川等における危険木の除去などへの使途拡大」、「いわて環境の森整備事業の補助要件の緩和」、「国の森林環境譲与税との棲み分けについて丁寧な説明が必要」等の意見をいただきました。

### ○ 県民懇談会の概要



### 【主な意見】

- 手入れが出来ていない森林が多い中、この事業は数少ない取組なので、今後も継続を望む。
- 森林に関わる人の高齢化に伴う担い手不足が深刻で、森林に関わる人を増やすために森林づくり県民税が有効になると思う。
- 伐期に入っている森林も多くあることから、一層の森林の維持を図り、未来につなぐことが大事である。事業内容の充実を図り、森林づくり県民税の継続を進めてほしい。

## (2) 市町村

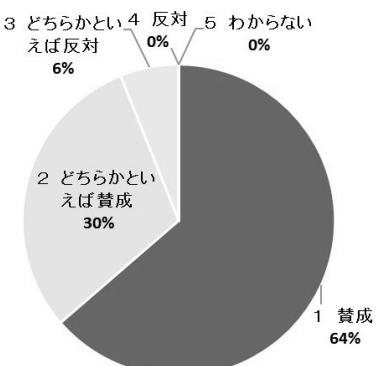
「いわての森林づくり県民税」の今後の方向性について、市町村の意向を明らかにするため、「いわての森林づくりに係る市町村アンケート調査」を実施しました。

アンケート調査では、「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続することについて、約94%の市町村が賛成となっています。

また、使途については、野生動物の出没の抑制を図る里山等の整備、間伐による森林環境の整備、除伐・枝打ち・つる切り等の森林整備、作業道等の整備、病害虫対策、担い手育成、県産木材の利用促進については、5割を超える市町村が取り組むべきと回答しています。

### ○ 市町村アンケートの概要

現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続するとした場合、どう思いますか。



#### 【主な意見】

- ナラ枯れ被害対策、病害虫対策、里山整備等について使途の拡大を要望する。
- いわて環境の森整備事業の補助要件の緩和が必要である。
- 「森林環境譲与税」と「いわての森林づくり県民税」の県民向けの違いを説明する場合、単に『国税と県税との違い』だけではなく、なぜ二重課税にならないか、なぜ県民税事業を実施する必要があるか等、分かりやすい説明を求める。

## (3) 団体

県内の森林・林業関係団体で組織される岩手県森林・林業会議から、「いわての森林づくり県民税」制度の継続と使途の拡大などの施策の充実を図ることへの要望が出されています。

### ○ 令和7年度森林・林業会議要望（抜粋）

#### 1 森林整備促進対策の強化について

##### (2) 「いわての森林づくり県民税」制度の継続

「いわての森林づくり県民税」制度は、令和7年度が第4期の最終年度となっているが、今後とも森林の持つ公益的機能の維持増進を図り、良好な状態で次世代に引き継ぐため、使途の拡大など施策の充実を図るとともに、同制度を令和8年度以降も継続すること。

## 4 いわての森林づくり県民税と森林環境譲与税の関係性

森林環境譲与税は、森林經營管理制度を踏まえ、市町村による森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、市町村においては、森林經營を放棄した森林所有者から市町村へ經營管理の委託が行われた森林等における間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の施策に充てることとされています。また、県においては、「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

このため、これらの使途について、いわての森林づくり県民税と森林環境譲与税が両輪となって効率的に運用されるように考え方を整理する必要があります。

### (1) 間伐等の森林整備

#### ア 森林環境譲与税

森林經營管理制度のもと、森林經營を放棄した森林所有者から市町村へ經營管理の委託が行われた森林のうち、立地条件等により経済性が低い森林において間伐等の森林整備を市町村が実施するものです。

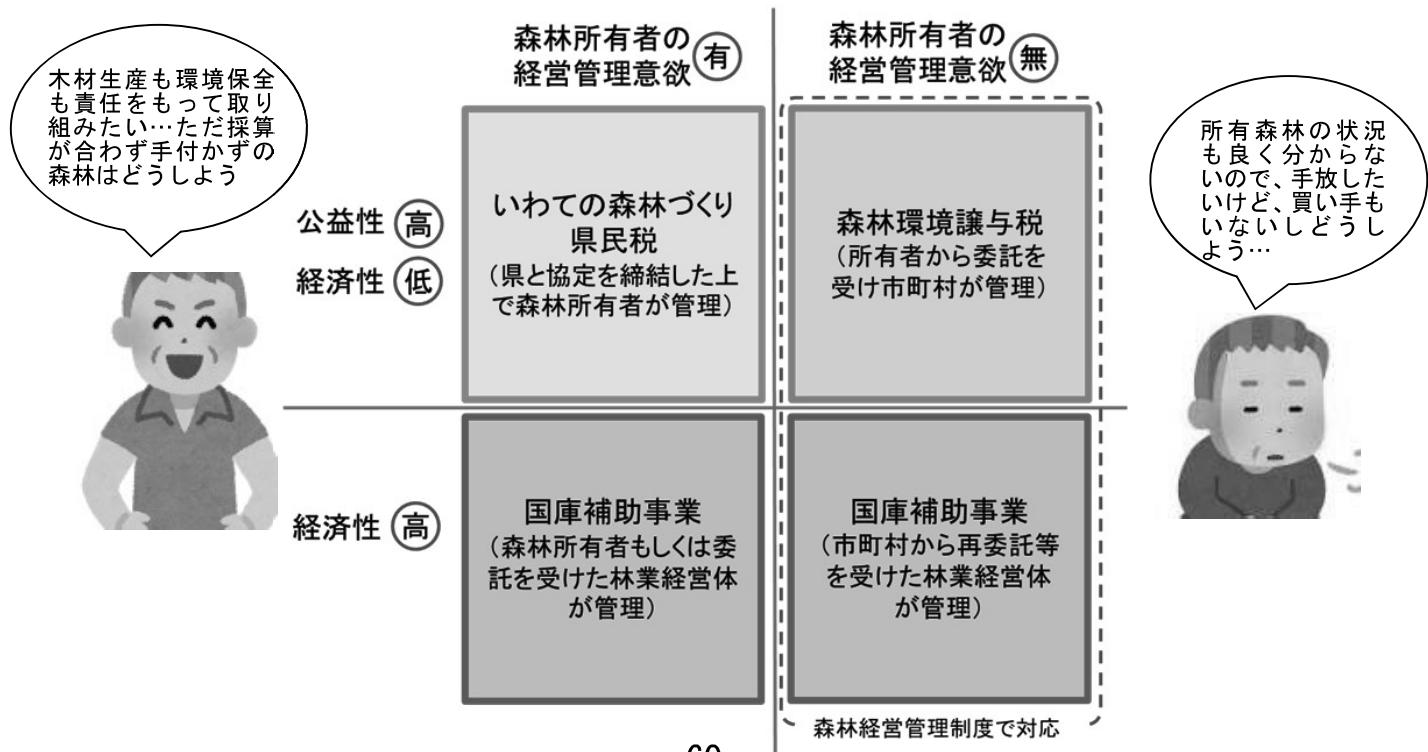
#### イ いわての森林づくり県民税

公益上重要でありながら、立地条件等により経済性が低いなど森林整備に係る費用負担等が困難な森林等において、概ね5割の間伐を実施し、下層の植生を健全なものにするとともに、針広混交林へ誘導しようとするものです。

#### ウ 森林整備事業（国庫補助事業）

立地条件等により経済性が高いなど木材生産に適した森林等において、森林所有者等が自らの費用負担のもと、概ね3割の間伐を実施するものです。

### ○ いわての森林づくり県民税と森林環境譲与税等の森林整備に係る対象の比較



## (2) 人づくり

### ア 森林環境譲与税

林業経営の効率化等を実現するため、いわて林業アカデミーの取組などにおいて、将来的に林業経営体の中核となる新たな現場技術者を養成するものです。

### イ いわての森林づくり県民税

県民の森林整備への参加を促すため、新たに森林整備活動を行う個人や団体等を対象に森林施業等の研修活動を行い、ボランティアやNPO等の多様な担い手を育成するものです。

森林環境譲与税



県民税



## (3) 木材利用の促進等

### ア 森林環境譲与税

住宅や民間商業施設等における木造化・木質化の促進を通じて県産木材の需要を拡大し、再造林や森林整備の促進を図るものです。

### イ いわての森林づくり県民税

森林環境保全に対する県民理解を醸成するため、木材への親しみや木の文化への理解を深めることを目的として、木材とのふれあいを通じた木育等の取組を進めるものです。

森林環境譲与税



県民税



## (4) その他、いわての森林づくり県民税の使途で対応しているもの

いわての森林づくり県民税では、次の取組について対応しています。

- ・ 松くい虫被害感染源の除去
- ・ ナラ枯れ被害を受けない若い広葉樹林への更新
- ・ アカマツ枯損木等の伐採
- ・ 花粉の少ないスギの苗木等の採種園の整備
- ・ 森林づくりの県民参加の促進
- ・ 森林の役割等の普及啓発

## 5 第4期終了後の県民税の基本的方向（提言）

### 1 取組方向

#### 【まとめ】

- 本県の森林の公益的機能を維持、増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、今後も「いわての森林づくり県民税」を継続し、引き続き、環境重視の森林づくりの取組と県民理解の醸成の取組を進めが必要です。
- 森林・林業を取り巻く情勢が大きく変化していることを踏まえ、野生動物の生活圏への出没増加や大雨時における流木被害の頻出などの森林に関連した新たな課題に対応する必要があることから、これまでの取組に加え、森林や森林施策が県民生活に直接関わる分野などに用途を拡大し、施策の充実を図ることが必要です。
- 森林環境の保全に関する施策を充実させるため、基金残高を有効に活用するとともに、県民の意向を踏まえ、現行と同じ課税負担額、課税期間とすることが重要です。  
(個人：年間千円、法人：資本金の額に応じ年間2千円から8万円、期間5年)

#### (1) これまでの取組の実績と課題

県民税の制度が創設された平成18年度から令和7年度まで、公益上重要でありながら、放置されていた森林における針広混交林に誘導する間伐や、更新が図られていない伐採跡地における植栽等を着実に実施し、水源のかん養などの公益的機能の発揮に努めてきましたが、国産材の需要の高まりによる主伐の増加に伴う新たな伐採跡地の増加など、整備が必要な箇所が残されています。このことから、これらを解消するための取組を引き続き行っていく必要があります。

また、県民の森林づくり活動への参加促進、森林環境学習や木育の推進に取り組んでおり、多様化する県民ニーズへの対応や、更なる県民理解の醸成に向け、これらの取組を引き続き行っていく必要があります。

#### (2) 森林・林業を取り巻く情勢の変化

本県民税の創設から20年が経過しようとしており、当初想定していなかった森林・林業を取り巻く情勢の変化により、新たな課題への対応が求められる状況が生じています。主な情勢の変化は以下のとおりです。

- ① 森林資源の本格的な利用期の到来
  - ・ 本県の森林資源の多くが利用期を迎え、素材生産に伴う伐採が増加
  - ・ 森林所有者の高齢化、不在化が進行し、再造林・下刈り後の除伐等が実施されず、若齢の整備手遅れ林分が多数発生
- ② 森林被害等の増加
  - ・ 松くい虫やナラ枯れの被害区域が拡大
  - ・ 荒廃した里山を隠れ家とする野生動物の生活圏への出没が増加
  - ・ 激甚化する気象災害等による流木被害の増加

### ③ 県民意識等の変化

- ・ 2050 年カーボンニュートラルのほか、ネイチャーポジティブの実現に向けた森林の適切な管理や身近にある森林空間の重要性に対する認識の高まり
  - ・ 木材利用によるカーボンニュートラルへの貢献や木材とのふれあいを通じた木育等の取組への期待の高まり
- ④ 森林環境税・森林環境譲与税の創設
- ・ 令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始
  - ・ 令和 6 年度から森林環境税の徴収が開始

## (3) 県民・市町村の意向

令和 6 年 11 月に実施した「いわての森林づくりに関する県民意識アンケート調査」では、約 78% の方が継続に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と回答しており、継続する場合の使途について約 40% の方が「さらに拡大すべき」と回答しています。

また、令和 8 年度以降も県民税が継続する場合、その期間については、約 60% の方が現状と同じ 5 年でよいと回答しました。課税額については、約 66% の方が現状と同じ年間千円でよいと回答しました。

さらに、「いわての森林づくりに係る市町村アンケート調査」では、約 94% の市町村が継続に賛成と回答しています。

## (4) 第 4 期終了後の県民税の方向性

森林・林業を取り巻く情勢の変化や県民等の意見を踏まえると、いわての森林づくり県民税制度の継続とともに、森林や森林施策が県民生活に直接関わる分野など、新たな課題に対応した使途の拡大が必要です。

### 【新たな課題】

- ・ 更新が図られていない伐採跡地の解消
- ・ 若齢の整備手遅れ林分の解消
- ・ 森林の公益的機能の低下に伴って発生する自然災害の防止
- ・ 野生動物の生活圏への出没抑制
- ・ 大雨時における流木被害の予防
- ・ 森林環境保全に対する県民の理解と参画の更なる促進

## 2 具体的な施策のイメージ

具体的な施策のイメージについては、次のとおりです。

### ① 「環境重視の森林づくり」

森林の有する公益的機能の低下を防ぐため、更新が図られていない伐採跡地への植栽・下刈りや森林病害虫対策、気象災害を受けた森林の復旧や、新たな手遅れ林分の発生を未然に防ぐ取組の拡充が必要です。

施策のイメージ	<ul style="list-style-type: none"><li>公益的機能を増進する若齢林の整備 <b>新</b></li><li>公益上重要な人工林の針広混交林への誘導</li><li>森林環境を保全する植栽</li><li>森林病害虫対策</li><li>気象災害を受けた森林の復旧</li><li>林野火災の予防</li></ul>

### ② 「県民理解の醸成（森林との共生）」

県民の森林に対する関心を高め、森林環境保全に対する県民の参画と理解を進める観点から、住民等による森林を守り育てる活動や森林を学び活かす活動、木材とのふれあいを通じた木育の推進等への支援が引き続き必要です。

施策のイメージ	<ul style="list-style-type: none"><li>地域住民等が取り組む森林づくり活動</li><li>木材とのふれあいを通じた木育の推進</li><li>森林環境学習の展開</li><li>普及啓発</li></ul>

### ③ 「県民生活に直接関わる分野（安全・安心な県民生活）」 **新**

森林・林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、野生動物の生活圏への出没や大雨時における流木被害の頻出など森林に関連した新たな課題に対応していくため、森林や森林施策が県民生活に直接関わる分野における県民生活の安全・安心に資する取組が必要です。

施策のイメージ	<ul style="list-style-type: none"><li>野生動物の出没抑制に向けた里山や河川沿いの森林などの整備 <b>新</b></li><li>大雨時における流木被害を軽減するための河川や溪流における危険木の除去 <b>新</b></li><li>安心して自然環境に親しむための森林公園や都市公園等の整備 <b>新</b></li></ul>

## ○いわての森林づくり県民税条例

平成17年12月15日条例第79号

## 改正

平成20年4月30日条例第34号  
 平成22年7月9日条例第29号  
 平成22年12月14日条例第57号  
 平成24年3月6日条例第2号  
 平成24年3月27日条例第25号  
 平成27年12月21日条例第75号  
 令和2年12月14日条例第55号  
 令和3年12月14日条例第59号

いわての森林づくり県民税条例をここに公布する。

いわての森林づくり県民税条例

(いわての森林づくり県民税)

**第1条** 県は、水源のかん養、県土の保全等の森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例としていわての森林づくり県民税を課す。

（個人の均等割の税率の特例）

**第2条** 平成18年度から令和7年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第30条の規定にかかわらず、同条に定める額にいわての森林づくり県民税額として1,000円を加算した額とする。  
 （法人の均等割の税率の特例）

**第3条** 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第34条の規定にかかわらず、同条の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、いわての森林づくり県民税額として当該同欄に定める額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

## 附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 県税条例附則第10条の規定の適用がある場合における第2条の規定の適用については、同条中「第30条」とあるのは、「附則第10条」とする。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下「平成20年改正法」という。）の公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（いわての森林づくり県民税条例の一部改正に伴う経過措置）

**第8条** 前条の規定による改正後のいわての森林づくり県民税条例第3条第1項の規定は、平成20年度以降の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成22年10月1日から施行する。

## 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

## **附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## **附 則**

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例(表2の項の改正部分に限る。以下同じ。)による改正後のいわての森林づくり県民税条例第3条第1項の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下「旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が同日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の均等割について適用する。
- 3 令和4年4月1日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の均等割及び同日前に開始した連結事業年度(旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいい、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の均等割については、この条例による改正前のいわての森林づくり県民税条例第3条第1項の規定は、なおその効力を有する。

## **附 則**

### (施行期日)

この条例は、令和4年1月1日から施行する。